官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五六）　一
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働三九三）　二
〔その他告示〕
○マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三二）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三三三）
○ナテテ橋梁架け替え計画のための贈与等に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三四）　三
○エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三五）
○農薬を登録した件（農林水産一七一四、一七一五）
○農薬の登録が失効した件（同一七一六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七一七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三五〇）
○道路に関する件（東北地方整備局一一三）
○道路に関する件（関東地方整備局二四五）　二
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一八一）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十六日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～六　（略） 七　トレニボツリヌストキシンE及びその製剤 八～九　（略） （略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～六　（略） （新設） 七～八　（略） （略）
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百四十　（略） 百四十一　ゾンゲルチニブ及びその製剤 百四十二～百四十八　（略） 百四十九　タラポルフィン、その塩類及びそれらの製剤 百五十～二百六十一　（略） 二百六十二　ルテチウムビピボチドテトラキセタン(^{177}Lu)及びその製剤 二百六十三～二百六十五　（略）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百四十　（略） （新設） 百四十一～百四十七　（略） （新設） 百四十八～二百五十九　（略） （新設） 二百六十～二百六十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(282)　（略） (283)　トレニボツリヌストキシンＥ (284)～(404)　（略） ２～４　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(282)　（略） （新設） (283)～(403)　（略） ２～４　（略）

その他告示

○外務省告示第三百三十二号

令和八年十月二十日に東京で、マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国政府の代表者とマレーシア政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、マレーシア（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

１　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十六億五千万円（一、六五〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

２(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

３(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、４に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

４　日本国政府は、３(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十七年三月三十一日までの期間に、１に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

５(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び２(1)に規定する手数料をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び２(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年十月二十日に東京で

日本国外務大臣　茂木敏充

マレーシア国防大臣

モハメド・カレド・ビン・

ノルディン閣下

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、マレーシア政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年十月二十日に東京で

マレーシア国防大臣

モハメド・カレド・ビン・

ノルディン

日本国外務大臣　茂木敏充閣下

○外務省告示第三百三十三号

令和八年十月五日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成三十年三月十四日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった保健医療サービス改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十四号

令和八年八月二十八日にマプトで、ナテテ橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナテテ橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与等の限度額　十六億九千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・デ・ファティマ・シマン・マンソ外務協力省外務・在外モザンビーク人コミュニティ担当国務長官

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百三十五号

令和八年九月三十日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億六千万円

3　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

エチオピア側　アフメド・シデ財務大臣

令和八年十一月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千七百十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年十月七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25067	ジメテナミドＰ・レナシル水和剤	レナスター快粒	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25068	ジメテナミドＰ・レナシル水和剤	フィールドスターＰＤｕｏ ＷＤＧ	東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号 ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ

○農林水産省告示第千七百十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年十月二十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25069	グルホシネート液剤	ゴーオンＰＲＯ	東京都千代田区富士見一丁目12番9号 株式会社ハート　代表取締役社長　濱島啓太
25070	シクロピラニル・ジメスルファゼット・フロルピラウキシフェンベンジル粒剤	ダイダロス１キロ粒剤	東京都中央区晴海一丁目8番10号 シンジェンタ ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25071	ジラム水和剤	コニファーシャワー	東京都港区東新橋一丁目9番2号 保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25072	スピノサド・ソルビタン脂肪酸エステル水和剤	カダンセーフＭＡＸ	東京都千代田区神田美倉町11番地 フマキラー株式会社　代表取締役社長　大下一明
25073	レナシル・ＰＡＣ水和剤	ホクコーレナパック快粒	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第千七百十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録を失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

令和８年９月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
2280	マラソン乳剤	日農マラソン乳剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
16714	フルバリネート水和剤	マブリック水和剤２０	〃
16721	フルバリネートくん煙剤	マブリックジェット	〃
17943	フルバリネート乳剤	マブリックＥＷ	〃

令和８年９月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23352	クロラントラニリプロール・アミスルブロム水和剤	ヘッド顆粒水和剤	東京都中央区日本橋二丁目5番1号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
23821	クロラントラニリプロール・トリシクラゾール粒剤	アドニス箱粒剤	〃

令和８年９月７日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22475	クロラントラニリプロール粒剤	ホクコーフェルテラ粒剤１	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
23203	クロラントラニリプロール・チフルザミド・プロベナゾール粒剤	ホクコーＤｒ．オリゼフェルテラグレータム粒剤	〃

令和８年９月９日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22915	イミダクロプリド・クロラントラニリプロール・イソチアニル粒剤	ルーチントレス箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀

令和８年９月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21318	ジベレリン水溶剤	ＳＴジベラ錠	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
24249	ジベレリン水溶剤	住友ジベレリン錠剤	〃

令和８年９月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16722	フルバリネートくん煙剤	新富士マブリックジェット	群馬県高崎市小八木町313番地　新富士化成薬株式会社　取締役社長　横田因

令和８年９月14日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24130	クロラントラニリプロール・トリフルメゾピリム・イソチアニル・フラメトピル粒剤	箱維新粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和８年９月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21906	ボーベリア　バシアーナ剤	ボーベリアン	熊本県熊本市西区花園一丁目11番30号　井筒屋化学産業株式会社　代表取締役社長　小幡英輔

令和８年９月17日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12261	マラソン乳剤	一農マラソン乳剤	沖縄県沖縄市海邦町３番11　第一農薬株式会社　代表取締役　宮城武人

令和８年９月18日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22733	ジメトエート粒剤	ホクサンジメトエート粒剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和８年９月24日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16715	フルバリネート水和剤	クミアイマブリック水和剤２０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
17944	フルバリネート乳剤	クミアイマブリックＥＷ	〃

令和８年９月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20738	マラソン粉剤	マラソン粉剤３	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰

令和８年９月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12266	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	沖縄県豊見城市字高安586番地　琉球産経株式会社　代表取締役社長　新垣篤
2532	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
14166	マラソン・ＭＥＰ乳剤	トラサイドＡ乳剤	〃
15469	フェンバレレート・マラソン水和剤	サンケイハクサップ水和剤	〃

○農林水産省告示第千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五ツ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡日高町大字高家及び同町大字池田の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°55′51.2226″	135°08′07.8089″
2	33°55′50.4226″	135°08′11.7842″
3	33°55′50.2069″	135°08′15.0935″
4	33°55′50.7220″	135°08′15.3955″
5	33°55′50.8073″	135°08′15.8801″
6	33°55′50.2984″	135°08′16.7221″
7	33°55′48.4578″	135°08′17.5511″
8	33°55′48.3198″	135°08′17.4407″
9	33°55′48.6090″	135°08′16.8482″
10	33°55′49.1286″	135°08′16.7197″
11	33°55′49.1306″	135°08′16.7909″
12	33°55′49.3518″	135°08′16.7917″
13	33°55′49.8435″	135°08′16.5523″
14	33°55′50.0013″	135°08′16.5601″
15	33°55′50.4307″	135°08′16.0647″
16	33°55′50.5058″	135°08′15.5093″
17	33°55′49.9044″	135°08′15.3110″
18	33°55′49.8307″	135°08′14.6574″

19	33° 55′ 49.9287″	135° 08′ 14.5979″
20	33° 55′ 49.9798″	135° 08′ 14.3634″
21	33° 55′ 49.9288″	135° 08′ 14.2301″
22	33° 55′ 49.8870″	135° 08′ 12.8813″
23	33° 55′ 48.9576″	135° 08′ 13.3347″
24	33° 55′ 48.6096″	135° 08′ 12.2606″
25	33° 55′ 49.5465″	135° 08′ 11.8686″
26	33° 55′ 49.2852″	135° 08′ 18.8249″
27	33° 55′ 47.5544″	135° 08′ 17.0182″
28	33° 55′ 47.8052″	135° 08′ 11.2437″
29	33° 55′ 48.3688″	135° 08′ 09.0616″
30	33° 55′ 49.7417″	135° 08′ 08.5513″
31	33° 55′ 50.8415″	135° 08′ 07.3830″
32	33° 55′ 53.2863″	135° 08′ 05.8462″
33	33° 55′ 55.4521″	135° 08′ 13.1083″
34	33° 55′ 50.5374″	135° 08′ 19.0369″
35	33° 55′ 52.3008″	135° 08′ 07.3857″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笠松谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡日高町大字萩原の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 55′ 53.8124″	135° 09′ 15.4912″
2	33° 55′ 54.5679″	135° 09′ 15.0690″
3	33° 55′ 55.1597″	135° 09′ 15.0643″
4	33° 55′ 56.5758″	135° 09′ 15.5507″
5	33° 55′ 57.6978″	135° 09′ 16.1934″
6	33° 55′ 58.9014″	135° 09′ 16.9794″
7	33° 56′ 00.4277″	135° 09′ 18.2993″
8	33° 56′ 00.7692″	135° 09′ 18.9815″
9	33° 56′ 00.3290″	135° 09′ 19.3198″
10	33° 56′ 00.1389″	135° 09′ 19.4660″
11	33° 55′ 59.7885″	135° 09′ 19.9666″
12	33° 55′ 58.8690″	135° 09′ 19.5664″
13	33° 55′ 57.5347″	135° 09′ 19.1860″
14	33° 55′ 56.2004″	135° 09′ 19.1253″
15	33° 55′ 55.7539″	135° 09′ 18.9231″
16	33° 55′ 54.8882″	135° 09′ 18.5339″
17	33° 55′ 54.5187″	135° 09′ 18.4183″
18	33° 55′ 54.1588″	135° 09′ 18.3523″
19	33° 55′ 53.0933″	135° 09′ 17.4168″
20	33° 55′ 52.5542″	135° 09′ 18.0536″
21	33° 55′ 52.3019″	135° 09′ 18.0909″
22	33° 55′ 52.2288″	135° 09′ 18.1969″
23	33° 55′ 52.1055″	135° 09′ 18.2835″
24	33° 55′ 51.9445″	135° 09′ 18.2796″
25	33° 55′ 51.7714″	135° 09′ 18.1824″
26	33° 55′ 51.6740″	135° 09′ 17.9495″
27	33° 55′ 51.7283″	135° 09′ 17.2561″
28	33° 55′ 51.8369″	135° 09′ 16.9353″
29	33° 55′ 51.8665″	135° 09′ 16.8746″
30	33° 55′ 51.9002″	135° 09′ 16.8124″
31	33° 55′ 51.9338″	135° 09′ 17.1639″
32	33° 55′ 51.9291″	135° 09′ 17.6278″
33	33° 55′ 51.9689″	135° 09′ 17.8693″
34	33° 55′ 52.1103″	135° 09′ 17.9406″
35	33° 55′ 52.2482″	135° 09′ 17.7691″
36	33° 55′ 52.5958″	135° 09′ 17.0686″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

割木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡印南町大字羽六の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 50′ 20.4168″	135° 15′ 41.6231″
2	33° 50′ 20.5961″	135° 15′ 41.6390″
3	33° 50′ 20.6112″	135° 15′ 41.6670″
4	33° 50′ 20.8324″	135° 15′ 41.4397″
5	33° 50′ 21.7006″	135° 15′ 41.1894″
6	33° 50′ 21.9687″	135° 15′ 41.3047″
7	33° 50′ 22.5436″	135° 15′ 41.7191″
8	33° 50′ 22.5889″	135° 15′ 41.2227″
9	33° 50′ 22.9340″	135° 15′ 40.2143″
10	33° 50′ 23.1959″	135° 15′ 39.4719″
11	33° 50′ 22.9731″	135° 15′ 39.3022″
12	33° 50′ 22.8999″	135° 15′ 38.9059″
13	33° 50′ 21.5048″	135° 15′ 34.7066″
14	33° 50′ 21.1743″	135° 15′ 33.9441″
15	33° 50′ 20.7278″	135° 15′ 33.4539″
16	33° 50′ 20.2461″	135° 15′ 33.0738″
17	33° 50′ 19.7665″	135° 15′ 32.8197″
18	33° 50′ 20.0542″	135° 15′ 31.2372″
19	33° 50′ 20.5465″	135° 15′ 30.6132″
20	33° 50′ 20.6561″	135° 15′ 30.4122″
21	33° 50′ 21.9044″	135° 15′ 31.6264″
22	33° 50′ 22.8482″	135° 15′ 33.2314″
23	33° 50′ 23.4388″	135° 15′ 33.9491″
24	33° 50′ 24.2164″	135° 15′ 35.6655″
25	33° 50′ 24.2353″	135° 15′ 36.0954″
26	33° 50′ 24.8139″	135° 15′ 38.3947″
27	33° 50′ 24.9786″	135° 15′ 39.2318″
28	33° 50′ 23.3595″	135° 15′ 41.2706″
29	33° 50′ 23.7732″	135° 15′ 41.8818″
30	33° 50′ 23.9600″	135° 15′ 42.6727″
31	33° 50′ 23.7454″	135° 15′ 42.9348″
32	33° 50′ 23.3138″	135° 15′ 43.0393″
33	33° 50′ 23.0055″	135° 15′ 42.9753″
34	33° 50′ 21.4703″	135° 15′ 41.7003″
35	33° 50′ 20.6796″	135° 15′ 41.9226″
36	33° 50′ 20.5432″	135° 15′ 42.1518″

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下高川谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡日高川町大字山野の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 53′ 53.2185″	135° 15′ 47.7847″
2	33° 53′ 53.3375″	135° 15′ 47.0676″
3	33° 53′ 53.9439″	135° 15′ 45.8865″
4	33° 53′ 54.6259″	135° 15′ 44.1057″
5	33° 53′ 57.3770″	135° 15′ 41.7336″
6	33° 54′ 00.8020″	135° 15′ 41.1886″
7	33° 54′ 01.9337″	135° 15′ 38.4606″
8	33° 54′ 03.7453″	135° 15′ 39.2021″

9	33° 54′ 05.7574″	135° 15′ 42.5445″
10	33° 54′ 09.3744″	135° 15′ 45.0425″
11	33° 54′ 09.9889″	135° 15′ 47.1596″
12	33° 54′ 05.9216″	135° 15′ 48.9680″
13	33° 54′ 02.1897″	135° 15′ 48.0106″
14	33° 53′ 59.0890″	135° 15′ 48.0012″
15	33° 53′ 56.1618″	135° 15′ 47.2970″
16	33° 53′ 55.2056″	135° 15′ 47.4759″
17	33° 53′ 54.1862″	135° 15′ 47.2667″
18	33° 53′ 53.5830″	135° 15′ 47.5102″
19	33° 53′ 53.4340″	135° 15′ 47.8063″
20	33° 53′ 53.5664″	135° 15′ 48.4038″
21	33° 53′ 53.5237″	135° 15′ 48.6938″
22	33° 53′ 53.3562″	135° 15′ 48.6318″
23	33° 53′ 53.3881″	135° 15′ 48.4053″

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡日高川町大字三十木の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線、十八点と十九点を平成二十九年国土交通省告示第七十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、十九点から五十三点までを順次結んだ線及び一点と五十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 58′ 17.2503″	135° 19′ 35.9357″
2	33° 58′ 17.5028″	135° 19′ 35.8446″
3	33° 58′ 17.5791″	135° 19′ 35.9056″
4	33° 58′ 17.6911″	135° 19′ 37.1297″
5	33° 58′ 17.9967″	135° 19′ 37.5228″
6	33° 58′ 18.2111″	135° 19′ 37.9073″
7	33° 58′ 18.3918″	135° 19′ 39.9642″
8	33° 58′ 18.2234″	135° 19′ 41.6267″
9	33° 58′ 18.2045″	135° 19′ 42.0486″
10	33° 58′ 18.4866″	135° 19′ 45.9572″
11	33° 58′ 17.9248″	135° 19′ 46.4974″
12	33° 58′ 17.5495″	135° 19′ 46.8779″
13	33° 58′ 17.2203″	135° 19′ 47.4314″
14	33° 58′ 16.8907″	135° 19′ 48.2377″
15	33° 58′ 13.3230″	135° 19′ 54.6489″
16	33° 58′ 08.2346″	135° 19′ 57.7826″
17	33° 58′ 07.7457″	135° 20′ 01.0865″
18	33° 58′ 06.3598″	135° 20′ 02.2282″
19	33° 58′ 01.6528″	135° 20′ 06.0541″
20	33° 58′ 00.4111″	135° 20′ 05.3184″
21	33° 57′ 59.9148″	135° 20′ 04.0377″
22	33° 58′ 00.5221″	135° 20′ 01.3388″
23	33° 57′ 59.0333″	135° 19′ 58.2002″
24	33° 57′ 59.7280″	135° 19′ 56.3255″
25	33° 57′ 59.7125″	135° 19′ 55.1050″
26	33° 58′ 00.4186″	135° 19′ 52.5798″
27	33° 58′ 00.5142″	135° 19′ 51.6132″
28	33° 58′ 01.3994″	135° 19′ 49.4795″
29	33° 58′ 01.3570″	135° 19′ 48.2718″
30	33° 58′ 01.7975″	135° 19′ 47.7117″
31	33° 58′ 02.6806″	135° 19′ 47.6306″
32	33° 58′ 03.2325″	135° 19′ 47.3537″
33	33° 58′ 04.6707″	135° 19′ 45.3923″
34	33° 58′ 05.2615″	135° 19′ 45.4052″
35	33° 58′ 06.4480″	135° 19′ 45.1113″
36	33° 58′ 07.0962″	135° 19′ 45.2021″
37	33° 58′ 08.0810″	135° 19′ 44.7580″
38	33° 58′ 08.9576″	135° 19′ 44.9591″
39	33° 58′ 10.4854″	135° 19′ 44.7088″
40	33° 58′ 11.7889″	135° 19′ 43.9948″
41	33° 58′ 12.5259″	135° 19′ 43.9610″
42	33° 58′ 13.3431″	135° 19′ 43.6090″
43	33° 58′ 14.8525″	135° 19′ 42.6812″
44	33° 58′ 15.2080″	135° 19′ 42.4527″
45	33° 58′ 15.7887″	135° 19′ 42.0396″
46	33° 58′ 16.4016″	135° 19′ 41.3975″
47	33° 58′ 17.0132″	135° 19′ 41.2488″
48	33° 58′ 17.5185″	135° 19′ 39.5874″
49	33° 58′ 17.7941″	135° 19′ 38.7033″
50	33° 58′ 17.7811″	135° 19′ 38.0267″
51	33° 58′ 17.1011″	135° 19′ 37.5492″
52	33° 58′ 16.9486″	135° 19′ 36.9834″
53	33° 58′ 16.6499″	135° 19′ 36.1357″

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

亀の川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県海南市次ヶ谷の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和五年国土交通省告示第百八十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 08′ 47.4497″	135° 16′ 20.2584″
2	34° 08′ 47.3100″	135° 16′ 20.1265″
3	34° 08′ 46.8683″	135° 16′ 19.9898″
4	34° 08′ 46.6926″	135° 16′ 20.0350″
5	34° 08′ 46.3535″	135° 16′ 20.2282″
6	34° 08′ 46.3313″	135° 16′ 20.1718″
7	34° 08′ 46.6547″	135° 16′ 19.9875″
8	34° 08′ 46.8725″	135° 16′ 19.9163″
9	34° 08′ 47.3358″	135° 16′ 20.0700″
10	34° 08′ 47.4824″	135° 16′ 20.2083″

○東北地方整備局告示第百十三号

平成三十年東北地方整備局告示第三十号一般国道四号道路管理用光ファイバ兼用工作物管理協定は令和九年三月三十一日をもって廃止する。

令和八年十一月十六日

東北地方整備局長　小島　優

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十六日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市みなみ野五丁目一一八番から同市大船町一二六番まで	前	○・○○～二六・八〇メートル	○・五〇四キロメートル
	後	一八・〇四～四三・四一メートル	○・五〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十一月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

現行の衆議院選挙制度の見直しのための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（加藤勝信外十一名提出）

質問書提出

十一月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

叙位叙勲及び褒章の発表時期並びに官民の公平な評価に関する質問主意書（小川淳也提出）

裸麦の生産費上昇を踏まえた交付金の見直しに関する質問主意書（小川淳也提出）

参議院

議事日程

十一月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

令和八年十一月十三日（金曜日）

午前十時開議

第一　地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

質問主意書提出

十一月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

独立行政法人地域医療機能推進機構による船橋中央病院の移転用地取得における審議に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第二九号）

日本とペルーとの間の社会保障協定の締結に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第三〇号）

報告書提出

十一月十二日委員長から次の報告書を提出した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月十一日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する

（国立大学法人職員）　江口　尚純

従四位に叙する

（東京農工大学名誉教授）　普後　一

正五位に叙する（各通）

鈴木　信寛　山田　稔　河内　章　野元　俊雄　宮崎　清次　安井　俊夫

従五位に叙する（各通）

松山　春樹

正六位に叙する

魚住健次郎　尾西　彦吉　川口　篤　黒田　博行　小園　敏雄　中村　義直　中山　功　延田　榮　藤　文雄　町田　昭夫　丸田　道夫

正七位に叙する（各通）

奥山　久　小林　英雄　山田　喬　吉野　公喜　佐藤　徳昭

従七位に叙する（以上十月八日）

（筑波大学名誉教授）

従四位に叙する

正五位に叙する

石田　豊　天願　光雄

正六位に叙する（各通）

浅野　邦彦　天沼　義明　佐藤　正敏　高橋　守　鶴見　次朗　土肥　啓祐

従六位に叙する（各通）

岩田　守　片山　道康　中村　捷平　渡辺　利夫　伊藤　憲弘

従七位に叙する（以上十月九日）

（島根大学名誉教授）

従四位に叙する

従五位に叙する

市村　勝　西谷　嘉明　戸塚　厚生　美尾　好紀

正六位に叙する（各通）

安齋　克仁　加藤　楯彦　田ノ上　哲　長屋　一二　樋口　周作　松永　敏夫　角　静香　原田　健一　山田　愼一

従六位に叙する（各通）

海谷　勝　古田　英孝

（二等陸尉）

従七位に叙する（各通）（以上十月十日）

入江　敏行

（国立歴史民俗博物館名誉教授）

白石太一郎

（熊本大学名誉教授）

玉巻　伸章

従四位に叙する（各通）

岩堀　法道　小林　孝臣　千葉　雅人　吉見　宏

正六位に叙する（各通）

大山　福熊　加藤　剛章　齋藤　利正　仲田　永太　橋本　俊一　長谷川正一　船谷　浩史　本郷　宣夫　川畑　文男　西尾　春一　平林　秀隆　村瀬　孝昭

従六位に叙する（各通）

安達　正史　菅生　健　関　雅人　水澤　公　佐藤　敏捷　菊池　洋一　笹原　正義　関　誠　松尾　安弘　工藤　榮造

○叙勲

従七位に叙する（十月十四日）

成田　浩一　黒澤　弘　千葉　正司　長屋　一二　金札　稔　鈴木　好史　江口　尚純　鈴木　信寛　普後　一　町田　昭夫　丸田　道夫

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上十月十一日）

佐藤　敏捷　菊池　洋一

正三位に叙する

関　誠

従六位に叙する（各通）（以上十月十二日）

松尾　安弘

正七位に叙する（十月十三日）

工藤　榮造

従七位に叙する（十月十四日）

旭日単光章を授ける（十月八日）

（長野県小海町長）

佐藤　良一

旭日単光章を授ける（各通）（十月九日）

長屋　一二

旭日双光章を授ける

旭日単光章を授ける（以上十月十日）

金札　稔

旭日単光章を授ける（十月十一日）

鈴木　好史

（国立大学法人職員）

江口　尚純

瑞宝中綬章を授ける

（東京農工大学名誉教授）

鈴木　信寛

瑞宝小綬章を授ける（各通）

奥山　久　町田　昭夫　松山　春樹　丸田　道夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

魚住健次郎　川口　篤　小林　英雄　中村　義直　三牧　弘宜　山谷　春男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月八日）

（筑波大学名誉教授）

吉野　公喜

瑞宝小綬章を授ける

浅野　邦彦　石田　豊　片山　道康　佐藤　徳昭　羽賀　清治

瑞宝双光章を授ける（各通）

岩田　守　吉本　義信　渡辺　利夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月九日）

（島根大学名誉教授）　伊藤　憲弘

瑞宝中綬章を授ける

市村　勝　田ノ上　哲　西谷　嘉明
原田　健一　美尾　好紀　山田　愼一

瑞宝双光章を授ける（各通）

海谷　勝　孝行　一孝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）

（国立歴史民俗博物館名誉教授）　白石太一郎

瑞宝中綬章を授ける

（熊本大学名誉教授）　玉巻　伸章
仲田　永太

瑞宝小綬章を授ける（各通）

河田　正義　齋藤　利正　千葉　雅人
橋本　俊一　船谷　浩史　本郷　宣夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

加藤　剛章　佐藤　敏捷　清水　要
菅生　健　関　雅人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十一日）

関　誠

瑞宝双光章を授ける（十月十二日）

武田　正悦

瑞宝双光章を授ける（十月十四日）

○叙勲

亀川　肇　細木　継實　綿引　重幸

旭日双光章を授ける（各通）

浅見　弘　阿部　忠夫　天崎　弘
板倉　浩　井原　勝利　今村　壽
岩谷仁悦郎　奥田　重勝　鬼澤　隆
影山　忠夫　川崎　明夫　木下　恒則
久保田陽一　小宮　慶一　佐藤　修二
佐藤　正　志賀　鉄男　柴　財埜
柴田　卓志　七五三伊之助　白木　幸勝
陶山　豊彦　早田　隆一　内藤　惇
長尾　穎　永沼　慶一　西村　榮弘
仁平　勲　濱田　貫雄　原田　勝敏
平塚　勝　藤原　良雄　古橋　泰治
宮原　季彦　元重　良忠　森　勇
山田　孝一　遊佐　武俊　吉武　征勝
吉田　廣明　米原　靖雄

旭日単光章を授ける（各通）

新井　邦男　石田　克　岩井　隆男
上田　康博　梅木　一良　大谷　充
大場　滋　小田島鐵男　喜多　理
木村　良樹　米須　喜清　篠村　正雄
社本　昭利　清家　正行　痴山　義勝
名塚　幸弘　野口　忠道　橋爪　章
枡田　諧三　松澤　正明　松永　宏之
宮城　武久　守屋　泰二　矢田　治
山口　幸一　横須賀　登　吉森　茂雄

瑞宝小綬章を授ける（各通）

相原　俊一　青山　巖豪　青山　裕志
明石日出一　東江由利子　浅井　康幸
麻生　圭一　足立　繁利　足立　周
新井　正文　猪狩　政行　池谷　了乙
井坂　要三　石崎崇次郎　泉谷　良二
伊藤　進　井上　勝之　井上　武久
伊原　彬雄　井原　和彦　井本　武美
上野　武　植松　迪夫　臼田　照夫
鵜野　芳男　梅野　眞諦　榎原田鶴子
大河内信彦　大沼　勝男　大橋　一公
岡田　俊夫　岡村　正典　岡本　幹朗
小笠原幸男　音喜多一郎　小野　征男
小山　忠男　片田たまゑ　勝又　末廣
加藤　完一　金井　正光　亀井　健二
川池　孝文　川尻　眞規　岸本　光晃
北野　重信　北村　滿　木村　敏子
久保田誠一　黒田　清隆　桑原　保
高野　昇　小西　敬二　古林　怡七
小林辰三郎　小林　允子　小柳　省三
近藤　武利　今野　英一　齋藤　勝利
齋藤　廣雄　坂　忠二郎　佐久間　健
櫻井多喜三　佐々木　茂　佐々木良悦
佐藤　弘　佐藤　博志　佐藤　正路
真田　和道　椎名　貞助　篠塚　公平
篠原　竹雄　白瀧　準　菅　良臣
菅原眞喜子　須田　敏夫　相馬伸之輔
平良　玄勇　高瀬　淑子　高野　勝生
高橋　進　高橋　正　高橋　強
高見　洋一　高山　稔　滝　尚文
竹内　敏英　武山　勝利　田坂　貞光
田中　孝一　田中　祥朗　田中トモ子
田中　幹規　田邉　和雄　谷　晴彦
種村　裕侑　千葉　錦一　遠山　完
戸叶　恒夫　徳江　裕正　鞆工　勝美
友綱　捷浩　豊田　和雄　土橋　聡子
中嶋　茂治　中島　二郎　中田　恭雄
中束　稔　中山　國勇　長野　哲也
長濱　秀男　長峯泰太郎　西田　義之
西脇　和彦　二宮　峰志　沼田　明男
橋本　芳勝　長谷　哲雄　八田　嗣朗
羽渕　泰資　濱田　邦夫　濱田　豊
林　顕　原賀　健　原田　辰弘
廣澤フサ子　深谷　一夫　福地　浩一
藤縄　豊子　藤原　勇三　細川　知子
本田　耕輔　本多　弘　前田　光行
巻澤　登　増田　正臣　松下　文子
松田　俊一　丸山　進　水谷　芳文
皆川美智子　美濃部　俶　森　幹雄
森川　典帥　森嶋　**珽**子　森谷公一郎
安澤　武雄　矢野　中　山内　篤
山口　秋義　山崎　重夫　山下　晃
山下富美子　山城　正直　弓尾　正文
横棚カネ子　吉川　節子　吉川　嘉勝
吉副　美秋　吉田　唯男　吉田　弘已
吉名　征郎　吉村　清　米山　由子
渡**邉**　厚生　渡邊　千秋　渡邊　行夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

稲川喜一郎　井上　靖博　内山　隆夫
角田ヨシ子　佐野　耕造　中島　宏至
野本シゲ子　林　武士　吉岡　隆之
綿路　孝徳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）

官庁報告

法務省告示配第百八十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十一月十六日

法務大臣　山下　貴司

住所　埼玉県越谷市
鄭亜未　平成９年７月25日生

住所　大阪市東成区
前田弘美　昭和45年10月20日生
鄭太己　平成７年12月28日生

住所　東京都中央区
鄭グェンギ　平成５年９月18日生

住所　相模原市中央区
チャン・パトリック　昭和57年７月20日生

住所　山口市
トラン・ミン・ティエン　平成16年３月16日生

住所　埼玉県川口市
チュー・ミン・ドウク　平成４年１月３日生

住所　横浜市泉区
胡**聖慧**　昭和51年12月25日生

住所　横浜市旭区
シャキール・アフマド　昭和42年１月５日生

住所　茨城県つくばみらい市
テッ・テッ・ミン　平成９年９月20日生

住所　川崎市多摩区
郭静悠　平成６年７月25日生

住所　愛知県春日井市
ティアゴ・トシユキ・タニグチ・ヒロセ　平成12年９月８日生

住所　奈良県天理市
林珊　平成21年５月１日生

住所　東京都渋谷区
李瑛希　平成８年３月２日生

住所　千葉県市原市
エリーザ・アイェント・カネコ　昭和50年10月12日生

住所　愛知県安城市
朴英明　昭和24年７月１日生
古賀恵子　昭和31年１月４日生
朴正銖　昭和50年12月14日生

住所　大阪府東大阪市
カリバ・アグレイ　昭和61年10月30日生

住所　大阪府高槻市
アルマンド・ケンジ・フエンテス・フルヤ　昭和58年８月14日生

住所　愛知県知多市
ピュー・ピュー・ニン・アウン　平成３年８月29日生

住所　名古屋市緑区
アオヤマ・ケイコ・シ　昭和42年７月13日生

住所　東京都練馬区
曹征弘　平成元年10月23日生

住所　東京都江東区
甘景香　平成３年７月17日生

住所　東京都江戸川区
麻玉美　昭和46年４月20日生

住所　千葉県船橋市
夏美希　平成元年11月21日生

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地**日本ピグメント株式会社**の工場財団に大阪府柏原市石川町500番地日本ピグメント株式会社大阪工場、埼玉県熊谷市御稜威ケ原字代の上201番地15日本ピグメント株式会社熊谷工場、埼玉県深谷市白草台2909番地52日本ピグメント株式会社埼玉川本工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年11月16日

さいたま地方法務局熊谷支局

有権者申出方

元当局所属公証人加藤直人の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年11月16日　　岐阜地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第２０１４２号

東京都新宿区原町３丁目30－２　スヴェニール早稲田夏目坂703

申立人　木村　公勅

本籍栃木県日光市下鉢石町938番地

最後の住所栃木県日光市下鉢石町938番地

死亡の場所栃木県日光市

死亡年月日令和８年４月22日

出生の場所栃木県日光市

出生年月日昭和38年１月２日

職業不明

被相続人　亡　落合　幸江

栃木県宇都宮市小幡１丁目１番21号オノセビル４階　石井裕一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石井　裕一

催告期間満了日　令和９年６月２日

宇都宮家庭裁判所

令和８年（家）第１０３０１号

静岡県焼津市吉永1971番地の１メゾン吉永203

申立人　篠宮　浩二

本籍静岡県焼津市吉永2006番地１

最後の住所静岡県焼津市吉永1971番地の１メゾン吉永203

死亡の場所静岡県焼津市

死亡年月日令和８年４月６日

出生の場所北海道中川郡常盤村

出生年月日昭和34年４月６日

職業無職　　被相続人　亡　梨澤　徳子

静岡県静岡市葵区呉服町２丁目２番13号朱宮フジビル４階Ａ号室しずおか呉服町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　靏岡　寿治

催告期間満了日　令和９年５月30日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和８年（家）第２０６６号

徳島県小松島市横須町11番７号

申立人　社会福祉法人小松島市社会福祉協議会

本籍徳島県徳島市蔵本町二丁目27番地

最後の住所徳島県小松島市田浦町字近里84番地の１

死亡の場所徳島県徳島市

死亡年月日令和８年５月11日

出生の場所徳島県名東郡国府町

出生年月日昭和24年10月30日

職業　不明　　被相続人　亡　阿部　健次

徳島市南常三島町１丁目４番地１号　グランヴィア常三島東館１階

相続財産清算人　弁護士　山本　啓司

催告期間満了日　令和９年５月３１日

徳島家庭裁判所

令和８年（家）第１９７号

岐阜県下呂市森960番地

申立人　下呂市　代表者市長　山内　　登

本籍岐阜県下呂市東上田1781番地57

最後の住所本籍に同じ

死亡の場所岐阜県下呂市

死亡年月日令和７年３月20日

出生の場所鹿児島県鹿児島市

出生年月日昭和22年４月26日

職業不明

被相続人　亡　里　　一成

岐阜県郡上市八幡町城南町218番地１　尾藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾藤　　望

催告期間満了日　令和９年６月７日

岐阜家庭裁判所高山支部

令和８年（家）第３６７号

鹿児島県鹿児島市南林寺町19番３号

申立人　東カングランドマンション南林寺シーサイド管理組合法人

本籍鹿児島県鹿児島市下荒田二丁目27番

最後の住所鹿児島市南林寺町19番３－1011号

死亡の場所鹿児島県鹿児島市

死亡年月日令和７年２月21日ころから28日ころまでの間

出生の場所鹿児島県鹿児島市

出生年月日昭和43年６月16日

職業不明　　被相続人　亡　水間　恵子

鹿児島市小川町２－６カサベルデ303　実り法律事務所

相続財産清算人　冨満　康史

催告期間満了日　令和９年７月10日

鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第４０８４２号

東京都板橋区三園２丁目１６番１５号

申立人　市川　匡則

本籍　東京都大田区羽田５丁目１９番地２

最後の住所　横浜市緑区竹山３丁目２番地４竹山団地３２０１棟１１５号

死亡の場所　神奈川県横浜市緑区

死亡年月日　令和６年７月１５日

出生の場所　東京都蒲田区

出生年月日　昭和２０年４月３０日

職業　無職　被相続人　亡　市川　弘

事務所　横浜市中区山下町８９－６ＨＦ横浜山下ビルディング３階

相続財産清算人　弁護士　飯島　奈津子

催告期間満了日　令和９年６月１７日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第７０２２１号

兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

申立人　高砂市

本籍兵庫県姫路市的形町的形679番地

最後の住所兵庫県高砂市梅井１丁目４番６号

死亡の場所兵庫県高砂市

死亡年月日令和５年12月９日

出生の場所兵庫県加古郡荒井村

出生年月日昭和22年９月14日

職業不明　被相続人　亡　舩越滿壽美

事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町133番地中野二郎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中野　二郎

催告期間満了日　令和９年５月31日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第７６９号

宮崎県延岡市東本小路２番地１

申立人　延岡市

本籍宮崎県延岡市出北２丁目１２３６番地２

最後の住所宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２市営住宅２－２－３－２３

死亡の場所宮崎県延岡市

死亡年月日令和７年４月１２日

出生の場所宮崎県宮崎市

出生年月日昭和４０年１０月３１日

職業不詳

被相続人　亡　古川　洋一

宮崎県日向市大字財光寺３２４７番地

相続財産清算人　山之内　善徳

催告期間満了日　令和９年５月３１日

宮崎家庭裁判所延岡支部

令和８年（家）第１１８９号

和歌山市毛見１０４８－２２

申立人　山﨑　康弘

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中一丁目９１０番地

最後の住所和歌山市男野芝丁３番地雄湊団地１号棟２階２号室

死亡の場所和歌山県和歌山市

死亡年月日令和７年９月１８日

出生の場所和歌山県海草郡有功村

出生年月日昭和１１年３月２５日

職業　無職　　被相続人　亡　山﨑　末子

住所　和歌山市小松原通一丁目５番地　月山綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　平井　祥太

催告期間満了日　令和９年６月２１日

和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第４０３３４号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目８番７号
申立人　高橋　秀彰
本籍北海道札幌市豊平区平岸２条９丁目18番地
最後の住所札幌市白石区栄通６丁目３番１号パストラル203号
死亡の場所北海道札幌市白石区
死亡年月日令和８年３月16日
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和17年７月30日
職業無職　　被相続人　亡　澤野　由直
札幌市中央区大通西10丁目４番地　南大通ビル２階　高田英明法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀧川由希子
催告期間満了日　令和９年６月14日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第１１０６号
名古屋市中区丸の内３丁目５番10号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守33番地２
最後の住所愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古67番地２　福住苑
死亡の場所愛知県知多郡阿久比町
死亡年月日令和８年４月18日
出生の場所愛知県名古屋市南区
出生年月日昭和６年５月22日
職業無職　　被相続人　亡　野津　松子
愛知県大府市中央町６丁目25番地　セントロ大府101号　沢田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　沢田　貴人
催告期間満了日　令和９年５月24日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和８年（家）第２０３７号
山形県酒田市東泉町６丁目２番地の19
申立人　鹿野　雅紀
本籍山形県酒田市中央東町158番地
最後の住所山形県酒田市中央東町２番25号
死亡の場所山形県鶴岡市
死亡年月日令和８年８月12日
出生の場所山形県酒田市
出生年月日昭和35年７月18日
職業会社役員　　被相続人　亡　鹿野　誠輝
事務所　山形県酒田市千石町１丁目８番15号
相続財産清算人　弁護士　新井野裕司
催告期間満了日　令和９年５月31日
山形家庭裁判所酒田支部

令和　８年（家）第　　１１４号
札幌市北区拓北３条４丁目４番地16号
申立人　三上　奈美
本籍北海道山越郡長万部町字共立４40番地４
最後の住所北海道山越郡長万部町字大浜75番地13　はまなす第２団地　Ｈ－16棟　72号室
死亡の場所北海道山越郡長万部町
死亡年月日令和８年４月14日
出生の場所北海道山越郡長万部町
出生年月日昭和43年５月28日
職業無職　　被相続人　亡　佐々木真澄
北海道二海郡八雲町富士見町21番地１
相続財産清算人　小松　真優
催告期間満了日　令和９年５月24日
函館家庭裁判所　　八雲出張所

令和８年（家）第３０１４２号
千葉市稲毛区稲毛東三丁目１７番５号
申立人　ちばぎん保証株式会社
本籍埼玉県比企郡吉見町大字北吉見４４１番地
最後の住所千葉県八街市八街い１８０番地１７４
死亡の場所千葉県千葉市稲毛区
死亡年月日令和５年１２月２２日
出生の場所千葉県印旛郡八街町
出生年月日昭和３５年１１月１５日
職業　不明　被相続人　亡　黒澤　真由美
事務所　千葉市中央区長洲１丁目３２番３号ＩＺＵＭＩ０３ビル１０２本千葉みらい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　恒平
催告期間満了日　令和９年６月１０日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和８年（家）第７２２５６号
東京都小金井市緑町１－４－１７
申立人　森川　功
本籍東京都豊島区北大塚２丁目８番
最後の住所東京都豊島区北大塚３丁目３０番４－２０１号
死亡の場所東京都豊島区
死亡年月日令和７年１０月２８日
出生の場所東京市江戸川区
出生年月日昭和１０年８月２６日
職業　無職　被相続人　亡　犬島　拓郎
事務所　東京都港区南青山一丁目１５番２号南青山スタジオフラット２０４　森居総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森居　秀彰
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７０８５号
愛知県大府市共和町１丁目７番12号　メゾンマルシゲ106
申立人　柴川　拓哉
本籍山口県山口市江崎3634番地
最後の住所山口県山口市江崎3634番地
死亡の場所山口県山口市
死亡年月日令和７年12月12日
出生の場所山口県吉敷郡嘉川村
出生年月日昭和８年１月12日
職業無職
被相続人　亡　柴川ユキ子
山口県山口市後河原28番地３
相続財産清算人　司法書士法人やまぐち中央事務所
催告期間満了日　令和９年６月11日
山口家庭裁判所

令和８年（家）第４０８６７号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２６番１４号
申立人　社会福祉法人ぱれっと
本籍　神奈川県川崎市川崎区大島５丁目４番地５
最後の住所　横浜市中区本牧原２１番２－４０４号
死亡の場所　神奈川県横浜市戸塚区
死亡年月日　令和８年６月２日
出生の場所　東京都大森区
出生年月日　昭和１９年４月２２日
職業　無職　被相続人　亡　大島　弘子
事務所　横浜市中区山下町２２３－１ＮＵ関内ビル４階
相続財産清算人　弁護士　今井　史郎
催告期間満了日　令和９年６月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第８９３号
栃木県小山市本郷町３丁目５番11１号
申立人　岡田　陽子
本籍埼玉県越谷市弥生町86４番地、最後の住所埼玉県越谷市弥生町６番18号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和８年５月10日、出生の場所埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町、出生年月日昭和26年12月30日、職業無職
被相続人　亡　坂本　薫
事務所埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目11番35号
吾山ビルⅡ４階菅沼法律事務所
相続財産清算人　弁護士　生井澤　葵
催告期間満了日　令和９年５月２８日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和８年（家）第９０５９３号
東京都府中市八幡町２－１０－２
申立人　鈴木　あけの
本籍東京都府中市八幡町一丁目１７番地の４
最後の住所東京都府中市八幡町１丁目１７番地の４
死亡の場所東京都府中市
死亡年月日令和６年３月１日頃から１０日頃までの間
出生の場所東京都府中市
出生年月日昭和３４年８月２９日
職業　不明　被相続人　亡　渡邉　京子
事務所　東京都町田市原町田１丁目１番３号ハイストーンビル３０３弁護士法人ノア　まちだ駒津法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐々木　奈美子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第３０３６３号
広島市西区南観音７丁目９番31号
申立人　株式会社ダブルケイ
本籍広島市安佐南区西原８丁目1006番地
最後の住所広島市東区馬木６丁目1816番地１
死亡の場所広島市安佐南区
死亡年月日令和５年８月10日
出生の場所満州国東安省密山県東二道崗
出生年月日昭和16年６月４日
職業不明
被相続人　亡　上向井高信
広島市中区上幟町２番44-603号カーサ和光
相続財産清算人　司法書士　山崎　耕平
催告期間満了日　令和９年５月22日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第３００７０号
神戸市垂水区平磯４丁目３－21－フェニックスＫ２、402
申立人　一般社団法人ソーシャルＢＡＳＥ
本籍香川県小豆郡土庄町大部甲357番地第２
最後の住所神戸市西区宮下３丁目18番１号
死亡の場所兵庫県神戸市西区
死亡年月日令和８年６月６日
出生の場所香川県小豆郡大部村
出生年月日昭和29年２月13日
職業　無職　被相続人　亡　橋本　政俊
兵庫県明石市本町１丁目１番24号　大日明石本町ビル５階502　明石さざんか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　有年　麻美
催告期間満了日　令和９年５月28日
神戸家庭裁判所明石支部

令和８年（家）第４０４２８号
兵庫県三田市三輪二丁目１番１号
申立人　兵庫県三田市
本籍　兵庫県神戸市兵庫区松原通二丁目５番地
最後の住所　兵庫県三田市武庫が丘六丁目３番地８
死亡の場所　兵庫県三田市
死亡年月日　令和7年7月29日
出生の場所　兵庫県神戸市葺合区
出生年月日　昭和25年3月3日
職業　不明　被相続人　亡　岡本　紳一
神戸市中央区八幡通３丁目２番５号　ＩＮ東洋ビル５０１号室　アトム神戸法律事務所弁護士法人
相続財産清算人　弁護士　濱手　亮輔
催告期間満了日　令和9年５月27日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第６６１号
奈良市東九条町396番地の２
申立人　小橋　巨明
本籍奈良県奈良市東九条町401番地
最後の住所奈良市東九条町396番地の２
死亡の場所奈良県奈良市
死亡年月日令和７年12月21日
出生の場所奈良県奈良市
出生年月日昭和28年11月19日
職業　自営業　被相続人　亡　小橋　位匡
奈良市高天町10番地の１株式会社Ｔ．Ｔ．ビル２階南都総合法律事務所
相続財産清算人　小椋　和彦
催告期間満了日　令和９年６月22日
奈良家庭裁判所

令和８年（家）第９０８０号
北海道上川郡美瑛町字俵真布中央
申立人　農事組合法人福田農園
本籍北海道上川郡美瑛町字俵真布2540番地３
最後の住所北海道上川郡美瑛町字俵真布第３
死亡の場所北海道上川郡美瑛町
死亡年月日令和６年11月23日頃
出生の場所北海道上川郡美瑛町
出生年月日昭和42年10月６日
職業無職
被相続人　亡　千葉　一善
北海道上川郡美瑛町栄町３丁目１番１号
相続財産清算人　司法書士　千葉　優美
催告期間満了日　令和９年５月31日
旭川家庭裁判所

令和８年（家）第７２１６号
横浜市中区山下町22番地
申立人　横浜市信用保証協会
本籍東京都世田谷区北烏山８丁目2110番地
最後の住所川崎市多摩区宿河原１丁目18番１号特別養護老人ホーム　ヴィラージュ川崎
死亡の場所神奈川県川崎市多摩区
死亡年月日令和７年８月３日
出生の場所大阪府大阪市東区
出生年月日昭和17年８月13日
職業不明　被相続人　亡　鵜沢　昭
川崎市川崎区砂子１丁目10番地２ソシオ砂子302　川崎エスト法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　朋佳
催告期間満了日　令和９年６月15日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第２０３号
愛媛県四国中央市妻鳥町2070番地１
申立人　進藤　裕介
本籍愛媛県四国中央市中之庄町1524番地３
最後の住所愛媛県四国中央市豊岡町長田６03番地１　豊岡台病院
死亡の場所愛媛県四国中央市
死亡年月日令和８年４月４日
出生の場所愛媛県伊予三島市
出生年月日昭和43年３月30日
職業無職
被相続人　亡　高井　正美
愛媛県四国中央市妻鳥町2070番地１
相続財産清算人　司法書士　進藤　裕介
催告期間満了日　令和９年５月22日
松山家庭裁判所西条支部

令和８年（家）第１７９号
神奈川県横浜市港北区日吉本町３丁目32番４クイーンシティ日吉本町４04号
申立人　田坂　浩隆
本籍愛媛県新居浜市光明寺１丁目甲４33番地
最後の住所愛媛県新居浜市光明寺１丁目甲４33番地の１
死亡の場所愛媛県新居浜市
死亡年月日令和８年２月23日
出生の場所愛媛県新居郡泉川村
出生年月日昭和13年９月４日
職業無職
被相続人　亡　田坂　一博
愛媛県四国中央市妻鳥町2070番地１
相続財産清算人　司法書士　進藤　裕介
催告期間満了日　令和９年５月22日
松山家庭裁判所西条支部

令和８年（家）第７４５号
北海道網走市南４条西１丁目８番地
申立人　網走信用金庫
本籍北海道網走郡美幌町字大通北２丁目６番地
最後の住所北海道網走郡美幌町字東１条北１丁目23番地
死亡の場所北海道網走郡美幌町
死亡年月日令和７年７月26日頃
出生の場所北海道常呂郡訓子府村
出生年月日昭和24年３月18日
職業不明　被相続人　亡　浅里　廣
北海道網走市南６条西２丁目４番地１　フロムワンビル１階　弁護士法人オホーツク北斗
相続財産清算人　弁護士　川瀬　敏朗
催告期間満了日　令和９年５月24日
釧路家庭裁判所北見支部

令和８年（家）第３０１９号
福岡県直方市殿町７番１号
申立人　直方市長　大塚　進弘
本籍福岡県直方市大字感田1140番地
最後の住所福岡県直方市大字感田1140番地
死亡の場所福岡県直方市
死亡年月日令和８年３月10日
出生の場所福岡県田川郡方城町
出生年月日昭和37年７月４日生
職業不詳　被相続人　亡　林　秀一
事務所福岡県宗像市栄町６番地11（201）
相続財産清算人　司法書士　園田　泰亮
催告期間満了日　令和９年５月24日
福岡家庭裁判所直方支部

令和８年（家）第３０３７１号
広島市安芸区中野７丁目50番37号
申立人　奥島　弘文
本籍広島市安芸区中野７丁目3562番地２
最後の住所広島市安芸区中野７丁目46番24号
死亡の場所広島市安芸区
死亡年月日令和７年４月18日
出生の場所満州国四平省双遼県鄭家屯街
出生年月日昭和18年１月28日
職業不明
被相続人　亡　栢本　雅邦
広島県安芸郡坂町横浜中央３丁目１番10号
相続財産清算人　司法書士　奥谷　洋介
催告期間満了日　令和９年５月23日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第７５５６号、同第７６８８号
名古屋市天白区中平３丁目2602番地
第7556号事件申立人　村瀬　敏治
名古屋市中村区松原町１丁目23番地の１　中村区役所等複合庁舎４階
第7688号事件申立人　名古屋市本陣市税事務所長　山本　道子
本籍名古屋市天白区向が丘１丁目506番地
最後の住所名古屋市天白区向が丘１丁目506番地
死亡の場所名古屋市天白区
死亡年月日令和７年８月１日頃から10日頃までの間
出生の場所名古屋市昭和区
出生年月日昭和43年３月24日
職業会社員　被相続人　亡　佐藤　久暢
事務所名古屋市中区錦２丁目19番１号　名古屋鴻池ビル９階　弁護士法人すばる
相続財産清算人　弁護士　服部　侑樹
催告期間満了日　令和９年５月24日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７４９０号
愛知県あま市七宝町沖之島深坪１番地
申立人　あま市
本籍名古屋市中村区長戸井町１丁目14番地
最後の住所愛知県あま市七宝町下田四反割901番地25
死亡の場所愛知県稲沢市
死亡年月日令和７年３月１日
出生の場所名古屋市西区
出生年月日昭和14年２月４日
職業無職　　被相続人　亡　古川　節子
事務所名古屋市西区貴生町23番４号　第九平松ビル601　いなほ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　伊藤　力也
催告期間満了日　令和９年５月24日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第４００１２号
北海道室蘭市本輪西町４丁目４－14
申立人　工藤あさ子
本籍北海道室蘭市中島町一丁目６番地
最後の住所北海道室蘭市清水町２丁目１３番10－107号
死亡の場所北海道室蘭市
死亡年月日令和７年１月23日
出生の場所北海道函館市
出生年月日大正14年２月２日
職業無職　　被相続人　亡　神　　壮六
事務所　北海道伊達市錦町100番地２　リードビル２階　伊達噴火湾法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　　正樹
催告期間満了日　令和９年５月23日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和８年（家）第２００８７号
埼玉県越谷市川柳町１丁目40番地
申立人　大桑　節子
本籍群馬県安中市安中3936番地12
最後の住所群馬県安中市安中3936番地12
死亡の場所群馬県安中市
死亡年月日令和４年４月11日頃から20日頃までの間
出生の場所群馬県安中市
出生年月日昭和42年４月30日
職業不詳
被相続人　亡　関根　秀子
群馬県高崎市檜物町112番地横地法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横地　宏紀
催告期間満了日　令和９年５月24日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和８年（家）第１４６９号
島根県出雲市斐川町原鹿375番地
申立人　多久田みづゑ
本籍島根県出雲市久多見町218番地
最後の住所島根県出雲市久多見町218番地
死亡の場所島根県出雲市
死亡年月日令和７年５月７日
出生の場所島根県簸川郡久多美村
出生年月日昭和７年８月31日、職業無職
被相続人　亡　三島　　均
島根県出雲市斐川町中洲1175番地
相続財産清算人　司法書士　大場　真路
催告期間満了日　令和９年５月24日
松江家庭裁判所出雲支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第８０５９号
東京都小平市大沼町４丁目９番17号
申立人　大塚　静子
本籍茨城県稲敷市佐倉1380番地
最後の住所東京都江東区東陽１丁目23番12号
不在者　長倉　穂積
昭和14年４月11日生
届出期間満了日　令和９年３月２日
東京家庭裁判所

令和　８年（家）第　８１２２号
宮崎市佐土原町下田島20444番地13
申立人　藤田　久子
本籍宮崎県宮崎市清水一丁目87番地
最後の住所静岡県沼津市戸田3878番地の237つわぶき亭富士見寮208
不在者　藤田　順子
昭和45年２月２日生
届出期間満了日　令和９年２月28日
宮崎家庭裁判所

令和８年（家）第５６４号
福岡県宗像市城西ヶ丘２丁目18番地３
申立人　城村小夜子
本籍福岡県宗像市城西ヶ丘２丁目18番地３
最後の住所福岡県宗像市城西ヶ丘２丁目18番地３
不在者　城村　達生
昭和50年12月８日生
届出期間満了日　令和９年３月５日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第１５６１号
東京都渋谷区代々木１丁目30番14号　天翔代々木ＡＮＮＥＸビル011号室　安永山元法律事務所
申立人　山元　裕子
本籍東京都青梅市友田町５丁目549番地
最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント　マルコーニ通り2909番地アパートメント72号室
不在者　梶　スミ子
昭和３年１月17日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第６９５３号
横浜市港北区大曽根３丁目29番４号
申立人　原　　潤子
本籍山形県酒田市南千日町41番地
最後の住所東京都品川区西品川２丁目９番19号吉田荘
不在者　杉山　　侃
昭和14年８月10日生
届出期間満了日　令和９年２月22日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和８年（家）第２７１号
本籍鹿児島県鹿児島市西陵７丁目３３８０番地８１
最後の住所千葉県茂原市茂原６０１番地２アインズコート茂原４０３号
不在者　上山根正人
昭和４０年２月１日生
令和８年１０月１６日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和８年（家）第２１５号
本籍福岡県朝倉市一木402番地２
最後の住所福岡県朝倉市一木402番地５
不在者　北川　富雄
昭和26年５月20日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和　７年（家）第　５０２３号
本籍富山県中新川郡立山町東大森438番地２
最後の住所富山県中新川郡立山町芦峅寺23番地
不在者　佐伯　譲治
昭和25年10月９日生
令和８年10月21日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第３０７号
国籍中華人民共和国
最後の住所沖縄県宜野湾市普天間１丁目28番26号　リル普天間５－Ｃ
不在者　沈　　嘉琪
西暦1982年12月15日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部
裁判所書記官

令和８年（家）第１４８３号
本籍大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１１番地
最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目２番１号
不在者　瀬賀　ボビー
昭和38年4月9日生
令和8年10月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１４８４号
本籍大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１１番地
最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目２番地１号　弘済院児童ホーム
不在者　瀬賀　淳次
昭和41年7月8日生
令和8年10月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第16号

名古屋市中村区長筬町五丁目40番地
申立人　有限会社大産建設
代表者代表取締役　田馬場朋子
申立人代理人弁護士　児玉　昇之
権利を争う旨の申述の終期　令和８年10月14日
令和８年10月22日
東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ078187
金額　357,500円
支払期日　令和8年5月15日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社みずほ銀行銀座中央支店
振出日　令和8年2月20日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社友菱　代表取締役　早田　確
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８１９号

川崎市麻生区万福寺４丁目18番12号
債務者　株式会社東京ボタンハウス
代表者代表取締役　生見　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恵太
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時20分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８２５号

川崎市川崎区池上新町１丁目１番10号ローヤルヒルズ701
債務者　株式会社エルモアミート
代表者代表取締役　鈴木　壽昭
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　尚
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時50分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２７４４号

名古屋市昭和区鶴舞１丁目２番32号
債務者　イクスアール株式会社
代表者代表取締役　蟹江　　真
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　有加
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６４号

愛知県蒲郡市金平町椿薮21番地の７
債務者　株式会社貞成
代表者代表取締役　近藤　成生
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９８８号

東京都狛江市西野川四丁目31番６号
債務者　株式会社ＰＡＭインターナショナル
代表者代表取締役　山口久美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５１７９号

東京都中央区晴海１丁目６－６－1704
債務者　坂井　邦昭
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３２号

千葉県印旛郡栄町安食2481番地26
債務者　株式会社佳栄工業
代表者代表取締役　藤﨑　美江
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午前11時
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第５０４号

愛知県額田郡幸田町大字芦谷字幸田36番地
債務者　株式会社ＯＬＤ　ＭＡＲＫＥＴ
代表者代表取締役　市古　嗣斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０５号

愛知県額田郡幸田町大字芦谷字幸田36番地
債務者　株式会社飲食店集客ラボ
代表者代表取締役　市古　嗣斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７２２号

埼玉県所沢市林二丁目131番地
債務者　株式会社ワールド機工
代表者代表取締役　渡辺洋一郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　美香
4　破産債権の届出期間　令和９年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後２時30分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８６号

宮崎県延岡市塩浜町３丁目1795番地１
債務者　株式会社陽のひかり
代表者代表取締役　日野　亮司
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保山博充
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９９号

宮城県石巻市北上町女川字孫兵エ６番地
債務者　武山　　壽
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　瞳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
千葉県木更津市太田２丁目８番７号
債務者　矢房　慶子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　珠美
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２７４２号
名古屋市天白区平針３丁目709番地　ロイヤルハイツ平針1103号
債務者　井田加恵子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水越　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５６５号
愛知県知多郡東浦町大字生路字西午新田33番地の27
債務者　前山　雄一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２６号
鹿児島県姶良郡湧水町米永1636番地２
債務者　盛田　里美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
千葉県袖ケ浦市野里1447番地133、前住所千葉県市原市八幡181番地１
債務者　宮野　　翔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２６５号
愛知県蒲郡市金平町内野11番地２
債務者　近藤　成生
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１７６６号
千葉県市川市新田５丁目６番15－301号（アーバンプラザ）
債務者　廣瀬　泰輔
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２６５０号
名古屋市東区東大曽根町41番10号　ＳＵＮＶＩＣＣ大曽根104号
債務者　藤田　順一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９７号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番８－204号
債務者　佐部　真也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
千葉県茂原市八千代２丁目７番地４
債務者　神馬　惇志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳野　靖規
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２６７５号
名古屋市天白区平針台１丁目1210番地　ハーベストテラス103、従前の住所名古屋市瑞穂区陽明町１丁目48番地の５
債務者　花井　　靖
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池山豊二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６４号
千葉県市川市市川南２丁目６番１棟205号（ヴェルディール市川南）
債務者　渡邉　重一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤さやか
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年３月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４９号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目19番１号　102
債務者　Ｒ＆Ｍこと　伊藤　隆二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　目代　雄三
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５１号
広島県福山市川口町二丁目16番12号　Ｂ202
債務者　譽田　経子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤　恵美
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７９１７号
東京都北区豊島６丁目12―20　カーサＭ―203
債務者　鳥山　和夫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１８号
神奈川県横浜市港北区鳥山町1108―３―102ハンセン方、住民票上の住所東京都豊島区上池袋３丁目32―19　カルド池袋Ｌ　701
債務者　渡邊　由真
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４８号
東京都世田谷区野毛２丁目17―20
債務者　天堂　仁敬
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９５５号
東京都渋谷区本町２丁目19―５―105
債務者　橋本さとみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９６号
東京都江戸川区西小岩１丁目19―26
債務者　芹澤　邦日
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０００号
東京都日野市日野本町２丁目５―21
債務者　玉田　麻惟
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００１号
東京都大田区田園調布１丁目27―３―304
債務者　遠藤　峻河
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００３号
埼玉県吉川市道庭２―９―５　ピラタスＶ202、住民票上の住所東京都練馬区錦２丁目９―19
債務者　木村　朋陽
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１２号
東京都渋谷区本町６丁目29―４―302
債務者　重城　真帆
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１３号
東京都北区浮間３丁目16―３―207
債務者　橋本　千陽（旧姓宝地戸）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５５号
東京都墨田区江東橋４丁目13―２
債務者　千葉　雄二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５６号
東京都目黒区大岡山１丁目27―15―301
債務者　花田　侑輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８１３０号
東京都三鷹市深大寺３丁目19―17―102
債務者　渡部　　亮
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８００２号
東京都江東区北砂６丁目17―５―301
債務者　谷津　悠太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３５号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号　高井田青山ビル　201号
債務者　徳　　悠子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和８年（フ）第３８号
宮崎市花ケ島町観音免942番地３
破産者　有限会社宮崎丸和青果
1　決定年月日　令和８年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第４５４号
相模原市緑区原宿３丁目５番23号
破産者　齋藤　文芳
１　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後１時45分
令和８年11月４日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１号
茨城県取手市配松372番地５
破産者　金子　惠里（旧姓行方・大澤）
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年２月18日午後２時15分
令和８年11月６日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５号
沖縄県石垣市大川257　ＨＥＲＯＢＬＤ４Ｆ、住民票上の住所兵庫県姫路市車崎１丁目２番３－1005号　エバーグリーン今宿Ａ棟
破産者　岩田　亮太
１　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午前11時
令和８年11月５日　那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第６８７号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目11番13号、前住所北九州市小倉南区徳力団地104番102号
破産者　梶田奈緒子
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後２時
令和８年11月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０１号
大阪市淀川区田川北２丁目５番13－403号、前住所大阪市淀川区塚本３丁目８番９号
破産者　生駒　陽三
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月18日午後２時20分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０４４号
大阪府寝屋川市葛原２丁目14番９号
破産者　三幸運送株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午後１時50分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０４５号
大阪府吹田市山田西４丁目６番１－705号、開始決定時大阪府守口市大日東町34番８－401号
破産者　松永　浩志
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午後１時50分
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１８号
山形県東村山郡中山町大字小塩421番地５
破産者　大津　秀幸
１　破産債権の届出期間　令和９年１月６日まで
２　一般調査期日　令和９年３月４日午前10時40分
令和８年11月６日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３９９３号
大阪府茨木市総持寺１丁目４－１　医療法人清風会茨木病院、住民票上の住所大阪府摂津市正雀２丁目７番13号　昭和ハイツ101
破産者　角野俊久已（法定代理人成年後見人堤　馨正）
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
神奈川県三浦市海外町５番１８号
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　　山本浩司
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（ヒ）第４号
埼玉県春日部市粕壁東一丁目２３番２７号
清算株式会社　株式会社さか田
代表清算人　坂田和則
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

令和８年（ヒ）第１５号
栃木県那須郡那須町大字湯本200番地
清算株式会社　那須管財株式会社
代表清算人　大森　園佳
１　決定年月日　令和8年10月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第１３号
北九州市八幡西区穴生二丁目７番３号
清算株式会社　ケーシー株式会社
代表清算人　　甲　斐　敏　一
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（ヒ）第５号
長野県大町市平１０６３９番地１
清算株式会社　ＫＯＫ株式会社
代表清算人　　遠藤　鷹一
１　決定年月日　令和８年１０月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１４号
名古屋市東区筒井町４丁目３８番地
清算株式会社　名東製作所株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月２９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００００２号
仙台市宮城野区岩切字今市90
清算株式会社　株式会社エス・アイ・ジー
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３号
新潟市中央区学校町通一番町１２番地市役所前ビル３階
清算株式会社　株式会社石橋商店
１　決定年月日　令和８年１０月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第3024号
大阪府豊中市新千里東町一丁目３番４１７号
清算株式会社　株式会社ＴＳＨ
１　決定年月日令和8年10月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号
岩手県大船渡市大船渡町字台１９番地８
清算株式会社　株式会社大昌機工
代表清算人　佐藤　聡
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　次の協定を認可する。
１　下記の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、協定債権（協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含む。）の債務を全額免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社は速やかに換価し、下記の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する（ただし、１円未満の端数は切り捨てる。）。この場合においては、各協定債権者が前項により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
記
１　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
２　佐藤　聡
以上
盛岡地方裁判所一関支部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第10号
広島県呉市豊町久比３９６０番地
開始前会社　ナオライ株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　　東京都中央区築地２丁目３番４号　メトロシティ築地新富町６０１号　はぜのき法律事務所
弁護士　内藤　滋
令和８年１０月３０日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第２２号

福島県いわき市小名浜大原字丁新地８１番地の１

再生債務者　有限会社カネキチ食品

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都中央区日本橋茅場町３－１２－２　ＡＳＫビル６階

明哲綜合法律事務所　弁護士　清水　靖博

令和8年10月30日

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（再）第５号

大阪府守口市南寺方東通六丁目５番１０号

再生債務者　株式会社近藤建装

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番１６号　大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中西　敏彰

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として，次のものを指定する。

(1) 再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡，担保権の設定，賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財，手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全，調停，支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権，共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

(2) 再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

(3) 再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡，担保権の設定，賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　(1)のイからコまでに掲げる行為

令和8年10月30日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

令和４年（再）第４号

和歌山県岩出市中黒３３４－６

再生債務者　株式会社ＰＤＩ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

（１）　監督委員が選任されている。

（２）　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

令和８年１０月３０日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３１号

北海道富良野市東町19番16号　Ｆ－ＧＲＡＮＤＩ125号

再生債務者　阪口　天悠

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで

旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９８号

宮城県岩沼市末広二丁目６番22号

再生債務者　平間　　孝

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月４日まで

仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０４号

宮城県富谷市成田八丁目４番地17　パステルコート成田Ｄ201

再生債務者　加納　　典

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月４日まで

仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８号

宮城県大崎市鹿島台平渡字巳待田46番地５

再生債務者　佐々木祥太

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月４日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第３９０号

東京都大田区大森西１－５－８

再生債務者　高野　倫凪

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月６日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４１８号

東京都豊島区池袋２－30－２－202

再生債務者　高橋　啓太

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月６日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４８号

静岡県沼津市幸町134番地

再生債務者　荻野　　悟

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第４３号

愛知県碧南市西山町２丁目31番地９

再生債務者　山田　凱之

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第３５号

三重県亀山市栄町1382―12　第八アーバンハイツ105号（住民票上の住所）三重県亀山市関町新所1215番地

再生債務者　北嶋　秀二

１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで

津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第６３号

京都市伏見区醍醐外山街道町25番地18

再生債務者　青伊工業こと　山田　親男

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月21日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１４８号

京都市北区紫野郷ノ上町22番地54

再生債務者　杉原　由紀

１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで

４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月21日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３９４号
大阪市西成区玉出西１丁目14番７－804号
再生債務者　磯辺　拓士
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４８２号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目３番８－304号
再生債務者　冨田　勇樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７９号
大阪府岸和田市小松里町325番地の37
再生債務者　林　　克弥
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第４５号
奈良県大和郡山市額田部北町611－２　（住民票上の住所）奈良県大和郡山市額田部北町611番地４
再生債務者　鎌塚　洋祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第４９号
和歌山県岩出市中島1038番地の18
再生債務者　中越　祐二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第７９号
広島市安佐南区八木４丁目39番４－101号
再生債務者　森　　友美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１８号
広島県三原市本郷町上北方891番地
再生債務者　島子　剛之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第４３号
大分市大字猪野310番地の７
再生債務者　安部　　豊
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第４１号
函館市港町２丁目１番13号
再生債務者　長俣寿美香　（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月６日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第４３号
函館市谷地頭町11番11－１号
再生債務者　藤井　勝敏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月６日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第４４号
北海道北斗市追分５丁目９番３－203号
再生債務者　成田　博佳
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月６日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第２１号
福島県伊達市梁川町字田町103番地２サクマハイム田町104号室
再生債務者　小野美智恵
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（再イ）第７８号
東京都府中市清水が丘２丁目52番地の39
再生債務者　嶋本　晴子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第７９号
東京都府中市清水が丘２丁目52番地の39
再生債務者　御福　清美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１２０号
東京都八王子市長房町1501番地６
再生債務者　吉田　晃寛
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１４７号
東京都東村山市本町４丁目10番地本町アパート20―307
再生債務者　神子谷　健
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４４号
石川県白山市若宮１丁目44番地
再生債務者　石伊　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１６号
島根県松江市浜乃木一丁目２番３号　キャビンレイズ101
再生債務者　柳樂　大介
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
長崎県大村市溝陸町1029番地40
再生債務者　田中　真二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月４日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第２３号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3387番地27
再生債務者　淵脇　星矢
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第２７号
宮崎県都城市吉尾町1984番地２　ＥｎＳＩＡⅢ　Ｅ01
再生債務者　永田　真也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第１５号
宮崎県延岡市柚の木田町2257番地１
再生債務者　松田　雅士
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第２３４号
北海道石狩市花川南３条１丁目21番地15　シャトーム小春101号
再生債務者　守實　真悟
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２３８号
札幌市東区北12条東11丁目２番７号　リゾルテＮ12―402号
再生債務者　渡辺　麻依
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町１丁目12番14号
再生債務者　廣瀬　陽子（旧姓千田）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

令和８年（再イ）第１８２号
千葉県市川市塩浜４丁目６番5272号（市営住宅塩浜団地）
再生債務者　宇野　正美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２０４号
千葉県船橋市馬込町934番地10
再生債務者　須加　裕之
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第２７４号
愛知県春日井市下条町３丁目８番地13
再生債務者　柿本　慎也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５４号
愛知県大府市若草町２丁目101番地　メゾンフルーラ305号（従前の住所）三重県亀山市西町367番地１
再生債務者　水谷　　元
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２４４号
名古屋市西区江向町２丁目21番地の２
再生債務者　山原　汰介
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４７号
愛知県一宮市浅井町西海戸字柿ノ木103番地
再生債務者　岡元　晋一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４４号
神戸市西区秋葉台１丁目12番地の４
再生債務者　松原　純二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第３０号
沖縄県那覇市若狭２丁目２番７号　ＢＣビル201
再生債務者　神里　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第１０７号
千葉県柏市南逆井６丁目18番16―１号
再生債務者　小川　政之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９３号
神奈川県厚木市旭町５丁目43番11―402号
再生債務者　沼倉　知樹
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４９号
三重県四日市市東富田町６番14号
再生債務者　伊藤　壽浩
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第５５号
三重県いなべ市北勢町阿下喜2068番地１
再生債務者　堀之内綾子
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第８号
静岡県掛川市細谷736番地の22
再生債務者　江塚美奈子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部

令和８年（再イ）第１１号
岡山県真庭市古見1704番地６
再生債務者　池田　勇輝
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第５９号
熊本市南区八幡５丁目14番９号
再生債務者　古閑　健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１１３号
千葉県松戸市栄町西５丁目1353番地の２
再生債務者　福田　　節
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２５号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目22番14号　ベイルーム北久里浜303
再生債務者　松下　真也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第２６号
神奈川県三浦郡葉山町一色642番地の９
再生債務者　座間アキバ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第４４号
相模原市緑区田名2581番地244
再生債務者　立花　竜人
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第２３０号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目708番地の19
再生債務者　市原　智美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５５号
熊本県合志市野々島4414番地329
再生債務者　片山　巧海
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１２５号
横浜市磯子区滝頭１丁目10番８号
再生債務者　田中　友和
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年11月５日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６７号
横浜市戸塚区平戸町362番地　フラワーハイツ平戸Ｂ―101号
再生債務者　岡田　達矢
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年11月５日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８３号
横浜市神奈川区三ツ沢西町７番20号　セトル三ツ沢101号
再生債務者　齋藤　　拳
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年11月５日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１０号
福島県双葉郡広野町大字下北迫字下大吹19番ハムレット103号室
再生債務者　若松　勇太
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１１号
福島県いわき市平字道匠小路26番地の４
再生債務者　柾木　雄介
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１７１号
千葉市中央区矢作町432番地11　スマートエメロード105号
再生債務者　井出　寛人
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１７８号
東京都目黒区目黒本町６―10―６
再生債務者　井上　　泉
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２３６号
東京都江戸川区南葛西５―９―17―306
再生債務者　青木　範明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１４６号
千葉市稲毛区天台５丁目24番26号
再生債務者　齊藤　芳美
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４９号
千葉県市原市馬立502番地６
再生債務者　清水　和広
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１５０号
千葉県船橋市前貝塚町765番地21
再生債務者　菊地　　強
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１５８号
千葉県船橋市習志野台３丁目18番14号　レアル習志野台101号
再生債務者　佐久間正安
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第９２号
さいたま市南区内谷６丁目14番12号506
再生債務者　新納　一美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１０３号
埼玉県志木市中宗岡三丁目24番６号
再生債務者　竹中　賢司
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１１５号
埼玉県新座市石神三丁目９番６号
再生債務者　西田　仁志
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６号
埼玉県越谷市大字大泊377番地６
再生債務者　深澤　和弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第４４号
川崎市多摩区登戸新町103番地　サンライフ川鍋　203
再生債務者　渡邊菜々美
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１７７号
愛知県小牧市大字岩崎1111番地
再生債務者　丹羽　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２０８号
名古屋市北区丸新町258番地　Ｆｉｏｒｅ　Ｓｕｏｎｏ102号
再生債務者　大森　友貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１８号
名古屋市天白区元植田１丁目2101番地　グレイス植田206号
再生債務者　伊藤　智隆
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６２号
愛知県岡崎市上地４丁目16番地10プリムローズ205、前住所同市羽根町字小豆坂28番地エルブランシュ・ドゥエ102
再生債務者　西山　竜斗
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２５号
福岡県久留米市御井町1592番地
再生債務者　髭床こと　副島　茂雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第７号
福岡県築上郡築上町大字築城171番地１　原田宿舎252号（前住所）青森県三沢市上久保４丁目31番地3727号
再生債務者　大吉　洋充
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和８年（再イ）第１号
神戸市垂水区西舞子７丁目16番３―103号
再生債務者　山本　佳広
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第５２号
兵庫県尼崎市蓬川町302番地の14　ザ・ガーデネスクシティコムズ館105号
再生債務者　鎌塚　枝美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５７号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目10番９－１号
再生債務者　江口設備こと　江口　大樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２１号
秋田市飯島西袋三丁目９番16―２号
再生債務者　井上　晃利
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２４号
秋田市寺内油田二丁目８番８号　（旧住所）
秋田県能代市能代町字中川原33番地46　しらかみハイツ101号
再生債務者　虻川　　守
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４３号
三重県桑名市大字桑名628番地22　ポレスター北浜1302号
再生債務者　宮崎　　稔
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第５５号
兵庫県芦屋市打出町３番11号　203
再生債務者　稲積ひろみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１６号
山口県下関市永田本町１丁目６番６号
再生債務者　甲斐　透純
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
山口県下関市垢田町５丁目１番６号
再生債務者　久保田　寛
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
長崎県諫早市小船越町1165番地12　メゾンヴェルテＡ棟103号
再生債務者　上田　敏博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月５日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第１３号
青森県五所川原市大字漆川字浅井105番地７
再生債務者　葛西　恭平
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月５日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和８年（再イ）第７７号
広島市安芸区阿戸町6951番地６
再生債務者　大濵　翔太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月４日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８６号
広島県廿日市市峰高２丁目３番16号　(202)
再生債務者　相井　正成
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月４日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９号
山口県山陽小野田市柿の木坂３丁目４番１号
再生債務者　松原　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月４日　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第２０号
山口県山陽小野田市柿の木坂３丁目４番１号
再生債務者　松原　彩乃
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月４日　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第５号
山口県長門市油谷伊上10438番地３
再生債務者　松村　祐基
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日　　山口地方裁判所萩支部

令和８年（再イ）第２０号
鹿児島県霧島市隼人町姫城二丁目171番地２セジュール・パルフェ102
再生債務者　修行　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第５０号
熊本市中央区新大江２丁目25番30号
再生債務者　張　　継嵩
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２２号
新潟県長岡市陽光台４丁目４番地17
再生債務者　米山　　賢
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第４５号
三重県四日市市尾平町3683番地１
再生債務者　小川　恭徳
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２４号
徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町96番地
再生債務者　仙石　　誠
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１３号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4053番地７
再生債務者　岡田　恵子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第１２号
長崎県大村市富の原１丁目1375番地52
再生債務者　丸山　清晴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第７号
広島県呉市阿賀中央９丁目５番16号
再生債務者　竹内　邦彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　　広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第２５号
香川県高松市西山崎町1012番地１　Ｂ101
再生債務者　池田　　圭
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５７号
千葉県野田市清水公園東２丁目15番地の18
再生債務者　木村　恵太
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月４日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第６８号
兵庫県加古川市加古川町平野451番地　ハイツロータス304号
再生債務者　澤田　章伸
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月５日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１８号
山口県宇部市西平原２丁目３番43―２号
再生債務者　御手洗　修
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月６日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１５号
広島市西区庚午中１丁目13番11―301号
再生債務者　卜部　州彦
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第５号
山梨県富士吉田市下吉田１丁目19番20号（住民票上の前住所）沖縄県那覇市壺屋２丁目18番20号　レオパレス壺屋301
再生債務者　渡邊　裕仁
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第５号
千葉県習志野市本大久保１丁目４番９号
再生債務者　小田　美和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
福島県安達郡大玉村玉井字堺28番地８
再生債務者　佐久間胤孔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再ロ）第１１号
広島市安佐南区伴南１丁目20番24号
再生債務者　田中　篤哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月６日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第２号
福島県田村市船引町東部台四丁目128番地１
再生債務者　佐久間圭太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月６日
福島地方裁判所郡山支部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号
沖縄県浦添市伊祖三丁目10番３号
申立人　株式会社創信
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）兵庫県西宮市樋之池町12番23号
所在等不明共有者　津野　クミ子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）鳥取市北園一丁目187番地
所在等不明共有者　安田　三喜男
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）兵庫県宝塚市小林四丁目７番45－３－404号
所在等不明共有者　静観　定子
届出期間満了日　令和９年３月１日
令和８年10月30日
那覇地方裁判所名護支部
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　国頭郡本部町字備瀬1147番地１
建物の名称　ゆがふいん備瀬
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　字備瀬1147番１の11
建物の名称　208号
種類　居宅
構造　鉄筋コンクリート造１階建
床面積　３階部分43．15平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）
　土地の符号　１
　所在及び地番　国頭郡本部町字備瀬礎摩原1147番１
　地目　宅地
　地積　1214．59平方メートル
（敷地権の表示）
　土地の符号　１
　敷地権の種類　所有権
　敷地権の割合　175万2756分の２万7234
　所在等不明共有者津野　クミ子の共有持分　36分の１
　所在等不明共有者安田　三喜男の共有持分　36分の１
　所在等不明共有者静観　定子の共有持分　36分の１

令和８年（チ）第７号

埼玉県朝霞市溝沼六丁目7番2号
申立人　石川美智子
（最後の住所）東京都杉並区高円寺南一丁目33番3号アジールコート東高円寺309
所在等不明共有者　石川一徳
届出期間満了日　令和9年1月28日
令和8年10月29日
さいたま地方裁判所熊谷支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　東松山市大字石橋字小林下
　地番　1195番1
　地目　山林
　地積　273平方メートル
　　所在等不明共有者の持分　12分の1
２　所在　東松山市大字石橋字小林下
　地番　1201番1
　地目　山林
　地積　37平方メートル
　　所在等不明共有者の持分　12分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４号

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地
申立人　揖斐川町　同代表者町長　岡部　栄一
最後の住所　岐阜県揖斐郡揖斐川町北方13番地
北方奥郷町営住宅　Ａ棟101号室
所有者　亡細野一實相続財産
（不動産登記記録上の所有者）細野　一実
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年10月30日
岐阜地方裁判所大垣支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　揖斐郡揖斐川町上南方字宮西
　地番　537番２
　地目　宅地
　地積　89.25平方メートル
２　所在　揖斐郡揖斐川町上南方字宮西
　地番　540番
　地目　宅地
　地積　175.20平方メートル
３　所在　揖斐郡揖斐川町上南方字宮西533番地
　家屋番号　533番
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺２階建
　床面積　１階　85.12平方メートル
　　２階　49.58平方メートル
　附属建物の表示
　符号　１
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　33.05平方メートル
　符号　２
　種類　工場
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　92.56平方メートル
　符号　３
　種類　物置
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　12.39平方メートル
　符号　４
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　39.66平方メートル
　符号　５
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　19.83平方メートル
　符号　６
　種類　物置
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　19.83平方メートル

令和８年（チ）第４号

鳥取県米子市紺屋町１５番地
申立人　株式会社米子ほんどおりコンタクト
住所・居所　不明
最後の住所　鳥取県米子市紺屋町５４番地
所有者　有限会社水野商店
届出期間満了日　令和９年１月５日
令和８年１０月３０日
鳥取地方裁判所米子支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　米子市紺屋町
　地番　５４番地
　地目　宅地
　地積　２７４．４４平方メートル
２　所在　米子市紺屋町５４番地
　家屋番号　５４番の１
　種類　店舗・居宅・倉庫
　構造　木・鉄骨コンクリートブロック造瓦・鉄板葺３階建
　床面積　１階　１５８．８４平方メートル
　　２階　１５１．００平方メートル
　　３階　７６．３４平方メートル
３　所在　米子市紺屋町５４番地
　家屋番号　５４番の２
　種類　倉庫
　構造　鉄骨造鉄板葺３階建
　床面積　１階　５４．００平方メートル
　　２階　５４．００平方メートル
　　３階　５４．００平方メートル

令和８年（チ）第５号

鳥取県米子市紺屋町１５番地
申立人　株式会社米子ほんどおりコンタクト
住所・居所　不明
最後の住所　鳥取県米子市紺屋町５４番地
所有者　水野　秀昭
届出期間満了日　令和９年１月５日
令和８年１０月３０日
鳥取地方裁判所米子支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　米子市紺屋町５４番地
家屋番号　５４番の３
種類　居宅
構造　木造鉄板葺２階建
床面積　１階　４９．６７平方メートル
　　２階　４９．６７平方メートル

令和８年（チ）第１９号

東京都町田市忠生１丁目21番８号
申立人　株式会社プロスパーハウス
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）船橋市栄町１丁目19番14号
所有者　呉　國姫
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年10月30日
千葉地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　船橋市栄町１丁目
　地番　2730番669
　地目　雑種地
　地積　153平方メートル
２　所在　船橋市栄町１丁目
　地番　2730番671
　地目　雑種地
　地積　154平方メートル
３　所在　船橋市栄町１丁目2730番地671、2730番地669
　家屋番号　2730番671
　種類　店舗共同住宅
　構造　鉄骨造陸屋根３階建
　床面積　１階　193．25平方メートル
　　２階　190．66平方メートル
　　３階　124．38平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第11号

申立人　栃木県
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大田原市今泉404番地
共有者　岸　博
届出期間満了日　令和８年12月28日
令和８年10月30日
宇都宮地方裁判所大田原支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　大田原市今泉字東町
地番　70番４
地目　宅地
地積　140.24平方メートル
共有者岸博の共有持分32分の１

令和８年（チ）第６号

神奈川県川崎市麻生区王禅寺東四丁目33番28号
申立人　井上　智子
住所・居所　不明
不動産登記記録表題部所有者　井上　良助
届出期間満了日　令和８年12月28日
令和８年10月30日
横浜地方裁判所川崎支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　川崎市麻生区王禅寺東四丁目
地番　1719番
地目　墓地
地積　20平方メートル

令和８年（チ）第１０号

岡山市北区内山下二丁目４番６号
申立人　岡山県
住所・居所不明
所有者　赤磐郡瀬戸町大字寺地
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年１０月３０日
岡山地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　岡山市東区瀬戸町寺地字西山
地番　1041番
地目　墓地
地積　1467平方メートル

令和８年（チ）第１１号

岡山市北区内山下二丁目４番６号
申立人　岡山県
住所・居所不明
所有者　大字寺地
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年１０月３０日
岡山地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　岡山市東区瀬戸町寺地字西山
地番　９９１番
地目　山林
地積　７３６平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４９号

横浜市旭区若葉台１丁目４番406号
申立人　ヤダバールファルマ　モハマッマ
住所・居所　不明
（最後の住所）川崎市多摩区枡形１丁目19番５号
区分所有者　三浦　文子
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　横浜市旭区四季美台
地番　16番９
地目　宅地
地積　83．23平方メートル
三浦文子共有持分４分の１
２　（一棟の建物の表示）
所在　横浜市旭区四季美台16番地９
構造　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下１階付３階建
床面積　１階　38．44平方メートル
２階、３階　各40．06平方メートル
地下１階　40．00平方メートル
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　四季美台16番９の４
種類　事務所
構造　鉄筋コンクリート造１階建
床面積　地下１階部分　35．33平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十三日
掲載頁　六十一頁（号外第六十二号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　十九頁
令和八年十一月十六日
福島県いわき市好間工業団地一一番地一
（甲）株式会社タンガロイ
代表取締役　木下　聡
愛知県小牧市大字岩崎二八〇八番地
（乙）ＮＴＫカッティングツールズ株式会社
代表取締役　牧野　圭祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十六日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十六日
掲載頁　二頁
令和八年十一月十六日
埼玉県上尾市領家山下一二一〇番地一
（甲）株式会社多賀製作所
代表取締役　多賀　正展
埼玉県上尾市大字領家一一五二番一五号
（乙）株式会社上尾技研
代表取締役　多賀　正展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十一月十六日
東京都中央区勝どき六丁目三番一一号五二二
八号
（甲）ＴＧ　＆　Ｃｏｍｐａｎｙ合同会社
東京都中央区勝どき六丁目三番一一号五二二
八号
代表社員　郷治　友孝
（乙）ＴＧ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社
代表社員　郷治　友孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十一月十六日
福島県いわき市好間工業団地一一番地一
（甲）株式会社タンガロイ
代表取締役　木下　聡
愛知県小牧市大字岩崎二八〇八番地
（乙）ＮＴＫカッティングツールズ株式会社
代表取締役　牧野　圭祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十六日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十六日
掲載頁　二頁
令和八年十一月十六日
埼玉県上尾市領家山下一二一〇番地一
（甲）株式会社多賀製作所
代表取締役　多賀　正展
埼玉県上尾市大字領家一一五二番一五号
（乙）株式会社上尾技研
代表取締役　多賀　正展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十一月十六日
東京都中央区勝どき六丁目三番一一号五二二
八号
（甲）ＴＧ　＆　Ｃｏｍｐａｎｙ合同会社
東京都中央区勝どき六丁目三番一一号五二二
八号
代表社員　郷治　友孝
（乙）ＴＧ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社
代表社員　郷治　友孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月三十日
掲載頁　三二一頁（号外第一〇〇号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　十九頁
令和八年十一月十六日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）株式会社ＯＰＩ・１２
代表取締役　三宅　誠一
北海道恵庭市北柏木町三丁目一〇四番地一
（乙）株式会社コーンズ・エージー
代表取締役　南部谷秀人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.saaf-hd.co.jp/
（丙）https://www.saaf-hd.co.jp/
（丁）https://nxtech.co.jp/
（戊）https://nxtech.co.jp/
令和八年十一月十六日
東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
（甲）ＳＡＦホールディングス株式会社
代表取締役　左奈田直幸
東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
（乙）ＩＴｂｏｏｋ株式会社
代表取締役　宇田川一則
広島市中区銀山町三番一号
（丙）みらい株式会社
代表取締役　妹尾　暁
新潟市中央区万代三丁目一一一番地一
デイアシップ一一階
（丁）東京アプリケーションシステム株式会社
代表取締役　廣沢　利英
東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号
（戊）ＮＸＴｅｃｈ株式会社
代表取締役　廣沢　利英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://nxtech.co.jp/

令和八年十一月十六日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

（甲）ＳＡＡＦホールディングス株式会社

代表取締役　左奈田直幸

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

（乙）信栄保険サービス株式会社

代表取締役　左奈田直幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十三日

掲載頁　九十四頁（号外第八十六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月二十五日

掲載頁　七十七頁（号外第二一二号）

令和八年十一月十六日

東京都新宿区南元町二四

（甲）ＵＤＳ株式会社

代表取締役　中原　典人

沖縄県那覇市牧志一丁目二〇番一九号

（乙）沖縄ＵＤＳ株式会社

代表取締役　中原　典人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.wdi.co.jp

（乙）https://www.wdi.co.jp

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号

（甲）株式会社ＷＤＩ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　清水　謙

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号

（乙）株式会社ＷＤＩ　Ｄｉｍ　Ｓｕｍ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　清水　謙

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年二月一日であり、甲の臨時株主総会の承認決議は令和八年六月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二六三頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一八五頁（号外第一四三号）

令和八年十一月十六日

神奈川県厚木市栄町一―一―七

（甲）神奈中タクシー株式会社

取締役社長　永山　輝彦

神奈川県厚木市栄町一―一―七

（乙）株式会社海老名相中

取締役社長　石川　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月二十九日

掲載頁　五十六頁（号外第二一四号）

令和八年十一月十六日

岐阜県大垣市新田町二丁目九一番地

（甲）ＪＡＰＡＮ　ＴＥＳＴＩＮＧ　ＬＡＢＯＲＡＴＯＲＩＥＳ株式会社

代表取締役　野原　祐樹

岐阜県大垣市内原一丁目七〇番地

（乙）エイキット株式会社

代表取締役　野原　祐樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十七頁（号外第七十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月一日

掲載頁　一五三頁（号外第二一七号）

令和八年十一月十六日

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目四番地の二四

（甲）株式会社ヴィノスやまざき

代表取締役　下田洋二郎

東京都港区西新橋一丁目六番一一号

（乙）株式会社カーヴ・ド・リラックス

代表取締役　山本　浩正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十七日

掲載頁　六十一頁（号外第二三五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　九十一頁（号外第二二七号）

令和八年十一月十六日

大阪市中央区上町一丁目二六番一四号

（甲）丸楽紙業株式会社

代表取締役　杉山喜久尚

大阪府堺市堺区石津町三丁二番一号

（乙）ＢＰＯ文書電シカ株式会社

代表取締役　杉山喜久尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　十二頁

（乙）https://www.planatels.com

令和八年十一月十六日

大阪市北区梅田三丁目三番一〇号

（甲）双日プラネット株式会社

代表取締役　武智　彰久

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

（乙）プラマテルズ株式会社

代表取締役　田口　雅一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　九十一頁（号外第七十八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月八日

掲載頁　八十七頁（号外第二二二号）

令和八年十一月十六日

大阪市大正区鶴町二丁目五番二七号

（甲）鈴木合金株式会社

代表取締役　鈴木　慶一

兵庫県神崎郡神河町福本一一二二番

（乙）株式会社すずき食品研究所

代表取締役　鈴木　一功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十六日

掲載頁　七十一頁（号外第二三四号）

令和八年十一月十六日

兵庫県西宮市二見町一二番二八号ヘーベルメゾン甲子園二見町三〇二号室

（甲）合同会社武田建物

代表社員　武田　雄治

兵庫県西宮市二見町一二番二八号ヘーベルメゾン甲子園二見町三〇二号室

（乙）株式会社武田オフィス

代表取締役　武田　雄治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　一一八頁（号外第四十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月一日

掲載頁　一五八頁（号外第二一七号）

令和八年十一月十六日

岡山県倉敷市新田二四〇三番地の一

（甲）旭テクノプラント株式会社

代表取締役　藤森　健

岡山県倉敷市新田二四〇三番地一

（乙）株式会社未来通信

代表取締役　藤森　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月九日

掲載頁　四十二頁（号外第二四四号）

令和八年十一月十六日

熊本県八代市本町三丁目三番一号

（甲）株式会社ＴＯＭＩＴＡ

代表取締役　冨田　正夫

熊本県八代市本町三丁目三番一号

（乙）株式会社富田商店

代表取締役　冨田　康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）https://www.figinc.jp/

令和八年十一月十六日

大分県大分市東大道二丁目五番六〇号

（甲）モバイルクリエイト株式会社

代表取締役　村井　雄司

東京都品川区北品川四丁目七番三五号

（乙）株式会社トラン

代表取締役　上野　信孝

大分県大分市東大道二丁目五番六〇号

（丙）株式会社Ｍ．Ｒ．Ｌ

代表取締役　永松　和也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産賃貸事業及び自社利用不動産の保有に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　令和八年十一月六日

掲載頁　十七頁

令和八年十一月十六日

青森県三沢市南町四丁目三一番地三四六九号

（甲）株式会社小坂ホールディングス

代表取締役　小坂　仁志

青森県三沢市南町四丁目三一番地三四六九号

（乙）株式会社小坂工務店

代表取締役　小坂　仁志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電所土地賃貸事業の一部に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十六日

掲載頁　二頁

令和八年十一月十六日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ブルースカイ地所合同会社

代表社員　一般社団法人ブルーエナジーホールディングス

職務執行者　小口　裕太

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

（乙）ブルースカイソーラー株式会社

代表取締役　藤宮　康洋

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の歯科治療における保証事業及び医療機器等の販売業務に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.guidedent.co.jp

令和八年十一月十六日

東京都新宿区四谷一丁目八番地八

（甲）株式会社ガイドデント西日本

代表取締役　中山　雄策

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目三四番一四号

（乙）株式会社ガイドデント

代表取締役　中島　政次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、ＮＴＴドコモビジネス株式会社の令和八年八月七日付け株主総会決議に基づき同社から乙に配当される財産の全てを乙から承継し、乙はそれを甲に承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ntt-east.co.jp/kessan/index.html

（乙）https://www.docomo.ne.jp/

令和八年十一月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目一九番二号

（甲）ＮＴＴ東日本株式会社

代表取締役社長　澁谷　直樹

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）株式会社ＮＴＴドコモ

代表取締役社長　前田　義晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコネクタ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://corp.i-pex.com/ja/ir/e_publicnotice

令和八年十一月十六日

東京都町田市原町田五丁目三番二四号

（甲）Ｉ―ＰＥＸ Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃｓ株式会社

代表取締役　タン・ゲック・ホン

京都市下京区水銀屋町六三七番地

（乙）Ｉ―ＰＥＸ株式会社

代表取締役　小西　玲仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　八十六頁（号外第一二七号）

乙の右公告にかかる訂正公告を令和八年六月十七日付官報三十二頁（第一七二八号）に掲載しております。

令和八年十一月十六日

富山県魚津市東山八〇〇番地

(甲) タワーセミコンダクタージャパン株式会社

代表取締役　旭　剛典

富山県魚津市東山八〇〇番地

(乙) タワーパートナーズセミコンダクター株式会社

代表取締役　長野　能久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のローンに係る信用保証事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.fhsy.co.jp

(乙) https://www.fukuhocard.co.jp

令和八年十一月十六日

福井県福井市順化一丁目三番三号

(甲) 福井信用保証サービス株式会社

代表取締役　林田　和博

福井県福井市順化一丁目三番三号

(乙) 福邦カード株式会社

代表取締役　佐竹　範之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゴルフ事業及び不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　七十二頁（号外第二三九号）

令和八年十一月十六日

山梨県中巨摩郡昭和町清水新居一〇八〇番地二〇一号

(甲) よっちゃん興産株式会社

代表取締役　金井　芳朗

山梨県中央市高部一九二一番地一

(乙) よっちゃん食品工業株式会社

代表取締役　金井　芳朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製造受託事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) https://corp.i-pex.com/ja/ir/

e_publicnotice

令和八年十一月十六日

山梨県山梨市正徳寺一八一六番地一

(甲) Ｉ—ＰＥＸ山梨株式会社

代表取締役　満　晴日児

京都市下京区水銀屋町六三七番地

(乙) Ｉ—ＰＥＸ株式会社

代表取締役　小西　玲仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の精油製品に関する開発、設計、製造、販売及び輸出入業並びにこれらに付帯する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六十九頁（号外第二八六号）

令和八年十一月十六日

名古屋市中区錦三丁目五番三一号

(甲) 株式会社ハーバルインデックス

代表取締役　栗山　貴斗

愛知県西尾市花蔵寺町宮後一七番地三

(乙) 株式会社光南

代表取締役　森田　義次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製造受託事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) https://corp.i-pex.com/ja/ir/

e_publicnotice

令和八年十一月十六日

名古屋市中村区名駅南一丁目二四番三〇号

(甲) Ｉ—ＰＥＸ Ｐｒｅｃｉｓｉｏｎ Ｍａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ株式会社

代表取締役　中川　弘道

京都市下京区水銀屋町六三七番地

(乙) Ｉ—ＰＥＸ株式会社

代表取締役　小西　玲仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の倉庫事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることに致しました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月二日

掲載頁　一九四頁（号外第二四〇号）

令和八年十一月十六日

大阪府寝屋川市堀溝二丁目一〇番一号

(甲) トーワカーゴ株式会社

代表取締役　岡村　成晃

静岡県焼津市利右衛門一一八五番地

(乙) 静岡トランスポート株式会社

代表取締役　伊藤　毅

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金型・設備事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) https://corp.i-pex.com/ja/ir/

e_publicnotice

令和八年十一月十六日

福岡県小郡市三沢八六三番地

(甲) Ｉ—ＰＥＸ福岡株式会社

代表取締役　案納　寿治

京都市下京区水銀屋町六三七番地

(乙) Ｉ—ＰＥＸ株式会社

代表取締役　小西　玲仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の電子基板・メカトロ機器製造事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.figinc.jp/

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十六日

大分県杵築市山香町大字南畑五〇〇四番地の一〇〇

(甲) 株式会社ケイティーエス

代表取締役　水呉　公明

大分県杵築市山香町大字南畑五〇〇四番地の一〇〇

(乙) ＲＥＡＬＩＺＥ　ＯＮＥ株式会社

代表取締役　今山　節治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産保有事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　七十六頁（号外第七十八号）

令和八年十一月十六日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目三番三七―一三〇一号ブランシエラ那覇古波蔵

（甲）株式会社モアナ

代表取締役　上地　啓太

沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号

（乙）株式会社ＥＧＭ

代表取締役　上地　啓太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ワンプロス（住所愛知県日進市浅田町茶園三五番地一一）に対して当社の有価証券の保有・管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　六十六頁（号外第二三九号）

令和八年十一月十六日

愛知県日進市浅田町茶園三五番地一一

株式会社名勝産業

代表取締役　伊藤　勝仁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＴＫＨ　ＰＡＴＲＩＭＯＮＹ株式会社（住所、京都府城陽市寺田庭井一八四番地の一）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十三日

掲載頁　二頁

令和八年十一月十六日

京都府城陽市久世荒内三三五番地

株式会社ケイティエフ

代表取締役　奥田　孝太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する協同ワイヤーソリューション株式会社（住所大阪府泉大津市臨海町二丁目一二番）に対して当社の冷間圧造（ＣＨ）鋼線事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　九十六頁（号外第二〇八号）

令和八年十一月十六日

大阪府泉大津市臨海町二丁目一二番

株式会社サンロックオーヨド

代表取締役　渡邉　慎也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社　元湯とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

福島県郡山市熱海町熱海四丁目二二番地

熱海温泉合資会社

代表社員　大石　徳子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社ｌｅｐｏｎｔ

代表社員　近藤　立基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号六階

富裕久合同会社

代表社員　富澤　裕司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇―三　一ＩＷビル一Ｆ　合同会社ＬＯＦＫ

代表社員　伊藤　結城

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社サバティカルファームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

東京都文京区千駄木四丁目七番一五―八〇六号　合同会社サバティカルファーム

代表社員　岩本　晴彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

新潟県南魚沼市余川三一五六番地一　合同会社Ｆ・Ｐ

代表社員　齋木　利彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

石川県金沢市額谷一丁目三七番地二　合名会社Ｔ・Ｗガレージ

社員　髙橋　英俊

組織変更公告

当組合は、令和八年十一月十五日開催の臨時総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年十一月十六日

静岡県下田市落合二七六番地　落合生産森林組合

代表理事　土屋　正利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

愛知県豊橋市前田町二丁目一八番地の二〇　合資会社不二商会

代表社員　大場　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

大阪府箕面市牧落一丁目一三番三号　ＫａｍｉｎｏＫａ合同会社

代表社員　神本　真宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日とし、組織変更後の商号は株式会社ＯａｋＡｓｓｅｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

福岡市中央区平尾三丁目三〇番二六―二〇四号　合同会社モルス

代表社員　稲富健司郎

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

福岡県大野城市中二丁目一二番四八号　合同会社グローバル測量

代表社員　バスネットポシャン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト七一九号

合同会社ｔｒｅｆｌｅ

代表社員　中村　朋子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し七百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

北海道虻田郡ニセコ町字富川一三七番地三

合同会社フロンティアニセコ

代表社員　高橋　道広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三百十八万四千円減少し一億円とすることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十二月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十六日

宮城県石巻市潮見町二番地の三

株式会社山大

代表取締役社長　髙橋　暢介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億円減少することにいたしました。

ただし、令和八年四月十三日及び令和八年八月二十七日に計十八億円の増資をしており、更に令和八年十一月二十日に三億円の増資をする予定です。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は令和八年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十六日

掲載頁　六十二頁（号外第一一六号）

令和八年十一月十六日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

ＦＬ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　佐々木謙一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七百万円減少し、九千二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和九年一月十三日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　一〇九頁（号外第一六二号）

令和八年十一月十六日

東京都世田谷区等々力七丁目一七番二四号

株式会社不二工機

代表取締役　横山　隆吉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千五百一万七千七百六十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号住友不動産虎ノ門タワー一六階

ＡＩ経営技研株式会社

代表取締役　深澤　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千四十二万五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月五日

掲載頁　九十九頁（号外第二四二号）

令和八年十一月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社マイクロニティ

代表取締役　山﨑祐一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日

長野県安曇野市穂高四二二七番地口号

有限会社大西渡辺わさび店

代表取締役　渡辺　芳彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日

兵庫県宝塚市仁川北三丁目五番九号

有限会社Ｏ'ｓビル

代表取締役　岡　歳浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千九百七十万六千四百九十二円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月十九日

掲載頁　五十五頁（号外第二二九号）

令和八年十一月十六日

奈良県奈良市元林院町二二番

ｃａｒｓ株式会社

代表取締役　藤堂　高明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月三十一日までにお申し出下さい。

令和八年十一月十六日

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折二九九六番地一六　合同会社ケアサポートひだまり

代表社員　富士本好秀

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月九日

掲載頁　三十九頁（号外第二四四号）

令和八年十一月十六日

札幌市北区北二十一条西十二丁目二番地北大ビジネス・スプリング

株式会社メカノクロス

代表取締役　坂田　一樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月二十一日を効力発生日とするアヅマホールディングス株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十一月九日

掲載頁　四十二頁（号外第二四四号）

令和八年十一月十六日

千葉県市原市玉前西一丁目六番地一一

ホーザンアセットマネジメント株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億二千五百七十一万五千九百二十一円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十七日であり、株主総会の決議は令和八年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一四八頁（号外第一七三号）

令和八年十一月十六日

東京都大田区南雪谷二丁目一七番七号

株式会社カバロ企画

代表取締役　馬場雄一郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億四千九百七十三万五千二百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　二十五頁

令和八年十一月十六日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

ギャガ株式会社

代表取締役　小竹　里美

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億六千八百六万六千百二十六円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十二月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館一八階

株式会社クオンツ総研ホールディングス

代表取締役　佐上　峻作

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三千五百九十六万二千六百七十九円、資本準備金の額を金五千九十六万二千六百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十一月九日

掲載頁　四十二頁（号外第二四四号）

令和八年十一月十六日

千葉県市原市玉前西二丁目四番地三七

アヅマ株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百億六千六百五十万円、資本準備金の額を百二億一千六百五十万円減少し、それぞれ一億五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二一頁（号外第一〇〇号）

令和八年十一月十六日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

株式会社ＯＰＩ・１２

代表取締役　三宅　誠一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二七二億三一七〇万円、資本準備金の額を二七二億三一七〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号朝日虎ノ門マンション三一四　有限会社光パワー

代表取締役　重田　康光

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四九九二万四三七〇円、資本準備金の額を一億一八三三万四二六五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kicholdingsgrp.com

令和八年十一月十六日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

ＪＡＩＣ不動産開発株式会社

代表取締役　土田　匡人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億四百三十八万円、資本準備金の額を二十九億六千四百四万六千八百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十七日

掲載頁　五十八頁（号外第二三五号）

令和八年十一月十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

株式会社ナレッジワーク

代表取締役　麻野　耕司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百万円、資本準備金の額を一億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三十一日

掲載頁　一二二頁（号外第一九四号）

令和八年十一月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ビライトバイオ株式会社

代表取締役　林　雨新

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万六百九十円、資本準備金の額を十二億五千万六百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ayumi-pharma-holdings.com/about/corp_announcement.html

令和八年十一月十六日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号

あゆみ製薬ホールディングス株式会社

代表取締役　津村　重吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日を基準日と定め、同日午後十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年十二月十五日開催予定の当社臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

令和八年十一月十六日

札幌市白石区北郷三条七丁目九番一六号

ワールドネット株式会社

代表取締役社長　成田　修朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月十六日

東京都港区赤坂四丁目一―六

株式会社ファナティック

代表取締役　内　義弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十六日

東京都江戸川区北葛西一丁目一六番一三号

三井リンクラボ葛西四〇四号室

スタンダード・バイオツールズ株式会社

代表取締役　ヤング・サイ・キョンナグ

代表取締役　マイケル・カール・マスグ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十六日

大阪市福島区鷺洲四丁目四番三号

旭エンジニアリング株式会社

代表取締役　光岡　康智

限定承認公告

本籍大阪府枚方市招提南町一丁目一三番、最後の住所大阪府枚方市招提南町一丁目一三番五号　被相続人　亡　石瀧　信芳

右被相続人は推定令和八年七月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十一月九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビル四階　森下総合法律事務所

相続財産清算人石瀧晴香

代理人弁護士　森下　文恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi

令和八年十一月十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi2

令和八年十一月十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi3

令和八年十一月十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル3特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年一月二十六日付官報の号外第十六号八十七頁に掲載されています。

令和八年十一月十六日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

ＨＣＢプラチナ特定目的会社

取締役　武野氏伸哉

訂正公告

令和七年十一月二十七日（号外第二五九号）掲載の第二十三期決算公告（枠組）中、株主資本の金額「901,531」とあるは「901,704」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月十六日

東京都千代田区神田三崎町三丁目一番二号

ＳＲビル七階

スターコンサルティング株式会社

代表取締役　久留　博

取消公告

令和八年四月十五日（号外第八十九号）掲載の東京地方裁判所立川支部民事第四部に係る令和七年（フ）第一一五二号（破産者冨田竜議）の免責許可決定の公告は取り消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正

令和八年八月三十一日（号外第百九十三号）公布総務省令第百八号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六ページ改正後欄一行目から四四行目及び改正前欄一行目から二八行目までの各行は、いずれも縦書きとする。

	改正前欄	改正後欄
六	三	同左
〃	六	〃
〃	八	〃
〃	十	〃
〃	三	〃
〃	十五	〃
〃	十六	〃
〃	十九	〃
〃	二十二	〃
〃	二十五	〃
〃	二十八	同上

一二ページ様式第六十七号の二の二中

「
●●●長（職務代理者）　印
●●●●●
」

は

「
●●●長（職務代理者）　印
●●●●●
」

の誤り。

一九ページ様式第八十四号の三中

「
ＮＮＮ